

**相続等に係る生命保険契約等に基づく年金が
外貨によって支払われる場合の課税の
在り方について**

上 田 正 勝

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算については、所得税法施行令 185 条に規定されるとおり、各年分に受け取る年金金額のうち、相続税の課税対象となった年金受給権に相当する金額を定期的に配分した金額を含まない金額を雑所得に係る総収入金額に算入することとされている。

ここで、当該年金が外貨建てで支払われる場合、所得計算の際に為替変動の影響を受けることになるが、為替変動の影響を考慮した上で、同条をいかに適用すべきか、特に総収入金額に算入されない部分の金額をいかに取り扱うべきか、必ずしも明らかとは言い切れないところもあると思われる。

そこで、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金が外貨によって支払われる場合の課税の在り方について、為替変動による影響を中心に検討を行うこととする。

2 研究の概要

（1）相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に対する課税制度

イ 制度の概要

生命保険契約等に基づく保険金が相続税等の課税対象となるのは、保険料の負担者（通常は保険契約者）と保険金受取人が異なる場合である。

保険法においては、このような場合に保険金受取人が取得する保険給付請求権は、「保険金受取人が自己の固有の権利として原始的に取得するものであり、保険金受取人が相続人であっても、被相続人である保険契約者・被保険者の権利を承継的に取得するのではないから、それは死亡した被保険者の相続財産に属さない」と解されているが、租税法においては、相続税法 3 条及び 5 条により、相続等によって取得したものとみなされることによって相続税等の対象とされている。

相続税等の対象となる保険金を一時金で受け取る場合は、相続税等が課されるのみである。他方、年金として受け取る場合は、相続時点における年金受給権に対して相続税等が課されたのち、年金を受領する際に所得税が課されることとなるが、平成 22 年 7 月 6 日最高裁判決（以下、「生保年金二重課税判決」とする。）を受けて、相続税等と所得税の関係が大きく変わることとなった。

ロ 生保年金二重課税判決以前

相続税等と所得税の関係については、「相続税法が相続財産を時価で課税する一方、所得税法は相続財産のキャピタル・ゲイン（含み益）につき相続時には原則として課税を繰り延べ、相続後に生じたキャピタル・ゲインと合わせ一括して課税」する構造を取っており、贈与等により取得した資産の取得費等の引継ぎを定める所得税法 60 条が明文で規定されている。

つまり、「前者は相続による経済的価値の移転に着目した課税であり、後者は資本所得への課税であり、従来理論的には、両者に「二重課税は存在しない」と整理」されていた。

ここで、相続等の対象となる資産が含み益を有していた場合の理論的に素直な課税方法としては、「みなし譲渡所得課税」方式が考えられる。

しかしこれは、「特に相続に際して納税者の理解が得られにくいという難点」を指摘することができる。というのも、「現実に収入がないところに課税が行われることは納税者感情にそぐわない」ことに加えて、「相続においては被相続人（譲渡人）の地位を相続人が承継するため、理念的には別人格への課税である「譲渡人への所得課税」と「譲受人への相続課税」が、共に相続人に対して同時に課される」ことになり、「相続人からすると「所得税と相続税が二重に課税される」という印象を拭い難く、課税への抵抗感が大きくなる」からである。

そのため、無償取引に対しては、特定の場合を除いて、みなし譲渡所得課税に代えて、所得税法 60 条 1 項によって「相続人の所得計算にお

いて被相続人における取得費等が引き継がれること」を規定し、「相続財産の含み益への所得課税を、原則として相続人における実現時に繰り延べること」としているのである。

このような理論によって規定された制度の下、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金については、相続等による経済的価値の移転として相続時点における年金受給権に対して相続税等が課されたのち、各年分の受取年金額の全額を総収入金額とし、その年金額に対応する支払保険料を必要経費として雑所得を計算していた。

しかし、この取り扱いには、「被相続人が保険料を負担していた場合の生保給付金は、一時金受取ならば所得非課税、年金受取ならば雑所得課税とされ、その不均衡が夙に指摘されていた」ところである。

この不均衡の内容を理論的に分析すると、一時金で受け取る場合、その一時金（年金受け取りにおける相続時点における年金受給権に相当する）に対して相続税等が課されることは同じであるが、所得課税については、「被相続人死亡という同一原因により相続 $A + \alpha$ （注： A は支払保険料であり、 α は所得＝受取保険金－支払保険料）と所得 α が同時に発生するため、法解釈上そのいずれをも「相続により取得するもの」と解さざるを得ず、両者に同号が適用されてしまう」ことから、年金の場合に雑所得が課税されることとなる受取年金額－支払保険料によって計算される所得に相当する受取保険金－支払保険料が非課税となるからである。

これは、「法の欠陥と言わざるを得ず、一時金で受け取る場合に軽課されてしまっていることが問題であったと説明することができるのであるが、結果的に「生命保険金につき課税上不均衡な取扱いが行われていた」と言える状況であったことも確かである。

このように、隠れた問題点もあったとはいえ、当時は、生命保険契約についても、被相続人による支払保険料を引き継ぐという課税繰り延べを前提とした課税制度となっていた。そして、「法の欠陥」によって、一

時金で受け取る場合に軽課されることから、結果的に不均衡が生じていたのである。

ハ 生保年金二重課税判決とその影響

この判決により、相続税等の課税対象となる経済的価値である年金受給権の取得時の時価とは、将来受け取る年金額の割引現在価値に相当し、年金の各支給額のうち現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものとして、所得税の課税対象とならないとされた。

他方、「各年の受領年金に非課税部分（すなわち相続税評価 $A + \alpha$ 相当分）をどのように配賦するか、という問題について明示的には触れておらず、この点は国の対応に委ねられ」ることとなった。

そこで、「相続人等が相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける場合におけるその年金については、課税部分と非課税部分に振り分けた上で、課税部分の所得金額についてのみ課税対象とするため、（中略）所得税法施行令を改正して、相続等に係る生命保険契約等又は損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算規定が新たに設けられ」ることとなった。

ニ 「最高裁判決研究会」報告書の分析

この平成 22 年最高裁判決は、「相続税と所得税の課税関係の問題に一石を投ずる内容」であったことから、「判決の趣旨及びその射程等について整理」がなされ、「最高裁判決研究会」報告書としてまとめられた。

この報告書における整理を抜きにして、相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の課税関係について検討することはできないことから、これを分析する。

まず、生保年金二重課税判決において、

- ・ 将来にわたって相続人が受け取るべき年金の金額の現在価値の合計額と受取年金総額との差額は、各年の年金の現在価値をそれぞれ元本とした場合の「運用益」の合計額に相当する、

- ・ 本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第一回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解され、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならない、

と判示されていることから以下の結論を導いている。

このように最高裁判決は「運用益」との概念を導入し、各年の年金の支給額を相続時の現価に相当する部分とその余の部分とに分ける立論を行っている。この判示内容に鑑みれば、今般の最高裁判決の解釈としては、「運用益」部分には所得税を課する趣旨と考えることが相当である。

こうして、判決の文言に沿って、「運用益」部分には所得税を課する趣旨であるとの結論を導くとともに、「仮にこの「運用益」部分を所得税非課税としてしまうと、所得概念を包括的に捉えることを立法の指針としている我が国所得税の基本的枠組みとの間で不整合が生じることとなる」と整理している。

また、相続人が受け取るべき年金の金額の現在価値の合計額と相続税評価額との関係については、最高裁判決は「B（筆者注：将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額）そのものが「相続税の課税対象」ではなく、あくまで「相続税課税対象のA（筆者注：相続税法 24 条による評価額）は、Bに相当する」と判示していると整理されている。

そして、この判示は、さらに詳しく「将来にわたって受け取る定期金の総額の割引現在価値（将来収益の束の割引現在価値）そのものではなく、あくまで法定の評価方法によって評価がなされた経済的価値（「相続税法 24 条により評価された経済的価値」）が相続税の課税対象となっていると捉えた上で、所得税法 9 条 1 項 16 号を当てはめ、「運用益」の合計額については、各年分において課税しても、所得税法 9 条 1 項 16 号

で排除しているところの相続税と所得税の二重課税とはならないとしているものと解される」と分析されている。

つまり、相続税の課税段階で、 $A=B$ としてAの金額に対して相続税の課税を行い、所得税法9条1項17号の対象についても、Bを計算し直す必要はなく、相続税の課税対象となったAの金額となる。

その結果、所得税が課されるべき「運用益」の合計額は、「受取年金総額－A（所得税法9条1項17号による非課税）」によって計算されることが明らかにされた。

ホ 所得税法施行令 185 条

こうして、所得税法施行令 185 条が定められたところ、その内容は、「具体的には、相続税の課税対象部分以外を所得税の課税対象とし、確定年金、終身年金等の種類に応じて、その年金の残存期間年数、支払総額等を基に、所得税の課税対象となる一単位当たりの金額を計算し、これに経過年数を乗じて、その年分における雑所得に係る総収入金額を算出するもの」であり、所得税の課税対象となる「運用益」相当額を計算するために規定されたものである。

ここで、ある金額を元本として運用を行い、元利合計として毎年一定額の収入を得るとした場合の運用益の計算方法としては、いくつか考えることができる。

それは、①複利キャッシュフロー法、②定額簡便法、③割引債引直し法、④階段状方式である。

①複利キャッシュフロー法は、含み益として年度を越えて繰り延べられる運用益が生じないことから理論的に包括的所得概念に最も馴染むものであるということはできそうである。

とはいえ、現実の所得税法は原則として未実現利益に課税しないことから、計算上、年度を越えて含み益が繰り延べられることになる方法も考えることができる。

それが、償還時期の異なる割引債の束であると考え、それぞれ独立の

ものと見て、それぞれについて課税を考える考え方である③割引債引直し法である。①と③の違いは、③においては、満期 2 年以降の割引債は、未実現の利息が実現するまで繰り延べられているということであるが、所得税法は原則的に未実現利益に課税しないことから、③の計算方法も合理的なものといえることができる。

また、割引率による複利運用によって運用益が生じるという理論からすると正確性に欠ける部分があるとしても、「実務の現実的運用を考慮に入れれば」ある程度の簡便法も許容されるであろう。

そのような簡便法としては、まずは②定額簡便法が考えられる。

そして、①複利キャッシュフロー法または③割引債引直し法に近似させることを目指す簡便法として④階段状方式も考えられる。

これらの各方法において、各年度の課税額は変化するものの、年金支払期間を通じて考えれば、運用益として課税される金額の合計額は同じ金額となる。

そして、実際の所得税法施行令 185 条においては、年度が進むに依りて所得税の課税対象額が大きくなっていく方向の④階段状方式が採用された。

この方法は、これまでの検討のとおり、生保年金二重課税判決を受けて、相続税等の課税対象となった経済的価値、つまり、相続税評価額に対する所得税課税を行わないための計算方法を施行令によって明らかにしたものであり、所得税を非課税とする必要がある相続税評価額と所得税を課税すべき運用益相当額を各年に配分する方法として、十分に合理的な計算方法となっている。

(2) 受け取る年金が外貨建てであった場合へのあてはめ

イ 相続税法 24 条

前述した趣旨に基づいて規定された所得税法施行令 185 条において、受け取る年金が外貨建てであった場合、どのように考えられることになるか検討する。

報告書は相続税課税対象額（相続税法 24 条により評価された金額）が、「将来にわたって相続人が受け取るべき年金の金額の現在価値の合計額」に相当するとしているところ、年金（相続税法における定期金）が外貨建てであった場合に、相続税法 24 条により評価された金額が、どのように計算されるかを考える必要がある。

同条は、①解約した場合の解約返戻金の金額、②一時金で受け取る場合の一時金の金額、③給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に予定利率に応じた複利年金原価率を乗じた金額のいずれか多い金額を評価額とするのであるが、年金を外貨で受け取る場合、③は将来の年金額が外貨建てで確定しているものの、為替変動があることから事前に円換算額で年金額を確定させることができないこととなる。

しかし、①及び②の数値も、保険契約からは外貨建ての金額が得られるのであって、その後、その外貨建ての財産の邦貨換算（財産評価基本通達 4-3）が行われることによって邦貨建ての評価額が得られていると考えることもできることから、③の数値も、外貨建てで得られる①及び②の数値と比較するのであれば、まずは外貨建ての年金額を用いて外貨建ての数値を得て、その多寡を比較した後、外貨建てで最も多い金額に対して外貨建ての財産の邦貨換算を行うという計算も適当なものと言えそうである。

また、保険数理から考えても、将来の年金支払いのための年金開始時における年金原価は、将来の支払いが外貨建てで行われることから、保険会社としては同一の外貨で計算する必要があり、その計算の基本的な部分は、まさに予定利率による複利での割引、つまり③の計算を外貨建てで行うこととなる。

さらに、①解約返戻金や②一時金は、この年金原価に対して契約に基づく所定の控除等を行った金額となることから、保険数理から見ても、その時点での外貨建て年金保険契約の価値は外貨建てで計算することが合理的だといえる。

相続税法上は、最終的に邦貨換算が必要となるが、外貨建てで①②③を比較し、それによって得られた外貨建ての金額を、相続時の為替レートで邦貨換算した金額を相続税課税対象額とすることが、相続税法の解釈適用としても、保険数理に基づく合理性という点でも適当であると考える。

ロ 所得税

こうして得られた相続税課税対象額をもとに、所得税法においては、各年の年金の支給額を相続税課税対象額と所得税課税対象となる「運用益」部分に分けることが、判例の趣旨に則った所得税課税といえる。

前述のとおり、外貨年金の場合、この相続税課税対象額は、外貨建てのまま相続税法 24 条を適用することで得られる外貨建ての金額を、相続時における為替レートで円換算したものとなる。

それに対して、各年の年金の支給額に対する所得課税に際しては、受け取り時の為替レートによる円換算が必要となる。

その結果、相続税課税対象額（相続時レートを適用）と所得税課税対象となる部分（年金受取時の為替レートを適用）の分け方を考える際に、この為替変動をどのように捉えるかが問題となる。

ここで、相続税課税対象額は、既述のとおり、外貨建てのまま相続税法 24 条の評価を行った後に、相続時の為替レートで邦貨換算したものであり、その「相続税課税対象額」を、どのように捉えるかということを考える必要がある。

一つは、「相続税の課税対象となる経済的価値」とは、「将来収益の束の割引現在価値」であって、外貨のまま相続税法 24 条を適用して計算した外貨建ての評価額であって、邦貨換算はあくまで、その後の処理であると捉えて、所得税法が参照すべき外貨建て定期金の相続税評価額とは邦貨換算前の外貨建ての金額であるという考え方である。

この場合、(受取年金総額) - (相続税課税対象額) = (「運用益」) によって所得課税を行う際に、所得税法 9 条の規定によって非課税となる

ものが外貨建ての「相続税課税対象額」であることになり、この外貨建ての「相続税課税対象額」について、為替変動によって邦貨換算額が変動したとしても、それは非課税所得に包含され非課税となると解釈できることとなる。

しかし、相続税法の適用に際しては、外貨建ての相続財産は、原則として、それぞれの財産ごとに邦貨換算した金額が相続税評価額となるはずであって、外貨建て定期金の「相続税課税対象額」とは、24 条の計算によって得られた外貨建ての金額を相続時の為替レートで邦貨換算した金額となるべきものであると考える。

つまり、所得税課税を行う上で考慮する「相続税課税対象額」は、相続税の課税が行われた時点で、邦貨建てで固定されることとなるが、むしろ、相続税課税は相続時の時価で課税することとも整合性のとれる取扱いであるといえる。

そうすると、(受取年金総額) - (相続税課税対象額) = (「運用益」) の計算式における(相続税課税対象額)は、相続時の為替レートで邦貨換算した金額で固定されることとなり、為替変動の影響を受けるのは(受取年金総額)と、それに連動して変動する(「運用益」ということになる。

このように、「最高裁判決研究会」報告書によって整理された生保年金二重課税判決の趣旨に則った所得課税を考えると、相続時の為替レートと実際に年金を受け取った際の為替レートの差から生じる為替差損益に相当する金額には所得税法 9 条の非課税規定は及ばず、課税所得を構成するべきであるということになる。

ハ 所得税法施行令 185 条の文理

現行の所得税法施行令 185 条において、この為替差損益相当額を所得税の課税対象とすることができるかを検討する。

同条は、所得税の課税対象となるべき「その余の部分」の金額を求めするための計算を規定しているが、その具体的方法は、「最高裁判決研究会」

報告書の分析における引き算ではなく、相続税評価割合とそれに応じた課税割合という割合を用いるものである。

そのため、引き算方式であれば全額が課税所得に含まれるべきであったが替変動によって生じる所得の変動分が、この割合の計算によって課税部分と非課税部分にそれぞれ振り分けられることとなってしまうのである。

これは、生保年金による収入を、相続税課税対象額を引き算する方式ではなく、割合を用いて課税部分と非課税部分に分ける方法を施行令 185 条が定めたことと、外貨建ての場合に年金受け取り開始以降の為替変動によって生じる所得計算への影響を考慮する規定がないことから生じており、外貨建て生保年金に対して、同条は、生保年金二重課税判決の趣旨に沿った課税という観点で、万全とは言いきれないおそれがあると思われる。

(3) 改正私案

非課税部分に相当する金額に包含される為替差損益相当額にも所得課税がなされることが、最高裁判決の趣旨に基づくものであると考えられるところ、現行の施行令 185 条においては、外貨建て年金の場合についての十分な規定がなされていないと考えられる。それならば、解釈によって為替差損益相当額を課税対象とすることも可能であろうが、非課税となる計算を行うことが、現行の施行令 185 条の文理にできる限り準ずる方法で計算したものであると考えることもできる。

また、為替差損益相当額にも所得課税を及ぼすとしても、実際の計算に際して、どの段階でどのように円換算するかについて異なる解釈が生じる余地もある。

そのため、施行令改正によって一定の方法を示すことが適正・公平な課税のために好ましいと考える。

また、実務の現実的な運用を考慮した簡便法を導入することが好ましい可能性もあり、その場合は施行令の改正が必要であろう。

そこで、ここまでの検討に基づいて、施行令を改正する改正私案を 2 案提案する。

イ 相続税課税対象額部分から生じる為替差損益に相当する金額を別途総収入金額に算入する方法

同条 1 項 (旧相続税法対象年金) 及び 2 項 (旧相続税法対象年金以外) において、ともに 7 号が別途総収入金額に算入するものを定めていることから、これと同様に、同号内もしくは他の号を新設して、外貨建て年金の場合には、1 号から 6 号の規定において総収入金額に算入されなかった部分の金額について、相続時点と年金を受け取った時点の為替変動分から計算される為替差損益相当額を総収入金額に算入すると定める方法である。

これは、現行の規定から雑所得の総収入金額に算入すべき金額として配分される年金額については、当然その収入時の為替レートが適用されるため、明示的に手当てすべきなのは、1 号から 6 号の規定において総収入金額に算入されなかった部分の金額についてであることから、その部分についての最小限の改正を行うものであり、素直な方法であるといえる。

(メリット)

最小限の改正で済む。

(デメリット)

計算が複雑である。

ロ 相続税課税対象額を計算する際に用いた為替レートで将来の収支を固定する方法

既述のとおり、相続税課税対象額は、相続税法 24 条で計算した外貨建ての評価額を相続時における為替レートで円換算した金額となるが、その計算は数学的に、将来の年金額を相続時における為替レートで固定して円換算したと仮定し、その円換算後の年金を相続税法 24 条によって評価を行うという計算を行ったと捉えなおすこともできることから、

これを利用した改正案も考えられる。

つまり、一種の簡便法として、相続税評価において利用された為替レートを将来の年金収入に対しても常に適用し、1号から6号の規定を用いて総収入金額に算入すべき金額を計算するとみなすみなし規定を定めたうえで、各年分で受け取る年金の全額に対して、相続時の為替レートと年金受け取り時の為替レートの差額から為替差損益に相当する金額を計算し、別途、7号と同様の規定によって総収入金額に加算するという方法でも、同様の結果を得ることができる。

(メリット)

外貨建て生保年金を、為替差損益に相当する金額を加減算するという調整を行う以外は、所得税法上は円建ての生保年金と同様に取り扱うことができるようになる。その結果、現行の施行令 185 条等をすべてそのまま利用することができるという高い利便性を得ることができる。

(デメリット)

相続税評価において利用された為替レートを将来の年金収入に対しても常に適用する、というみなし規定と為替差損益相当額の加減算を行うための規定の創設が必要となる。

ハ 小括

このように2案を考えたところであるが、ロ案の方が、簡便法を作り出すためのみなし規定の創設が必要となるものの、それによって、すべての外貨建て年金を円建て年金の計算と同様に取り扱うことができるようになる上に、加減算すべき為替差損益相当額の計算も簡便なものとなるという（納税者にとっても課税庁にとっても）高い利便性を得られるというメリットがあることから、ロ案による施行令改正を行うことが望ましいと考える。

(4) 為替変動による損失が生じる場合への配慮

現行の相続税法 24 条で評価した場合、課税割合が小さくなることが多いと考えられる。その場合、相続時よりも円高となり為替差損相当額が生

じると、為替差損益相当額を加減算を行う前の年金による雑所得の金額が為替差損相当額を吸収しきれずに雑所得の合計金額がマイナスとなってしまう可能性が考えられる。

雑所得の損失は、他の所得区分との損益通算も、損失の繰り越しもできないことから、円安の年には為替差益相当額を全額課税されるのに対して、円高の年には為替差損相当額の一部が切り捨てられる場合が生じることになり、納得感の得られにくい制度になってしまうおそれがある。

もちろん、雑所得となる為替差損の問題は外貨預金等でも生じるものであって、為替差損益に対する課税とはそういうものであるということもできる。

しかし、生保年金による収入は一つの生命保険契約から定期的に数年から十数年間連続して生じる収入である。そのような収入から生じる為替差損益相当額については、一つの生命保険契約から生じるある程度の一体性を有する所得であるともいえる上に、生保年金二重課税判決の趣旨に則った課税所得計算は、 $(受取年金総額) - (相続税課税対象額)$ を課税所得の合計額とすることを理想とするものであり、年金受取期間全体を通じて捉えた時に、損失の切り捨てによって、課税所得の合計額にあまりに大きな差が生じることは、好ましいものではないともいえる。

さらには、雑所得として課税されない相続税課税対象額の各年分への割り当て方法については、複数の方法があるところ、方法によって、切り捨てられる損失の額が変動することになるということを考慮すると、為替差損相当額を通常の外貨預金から生じる為替差損と同様に各年分で切り捨てるのではなく、最終的に全期間を通じて所得となるべき金額の総額に近づけるために、なんらかの繰り延べ策を措置することも検討に値すると考える。

イ 外貨建て年金収入にかかる為替差損益相当額について損失の繰り延べを認める方法

年金収入は数年から十数年間程度連続して発生し、その間、為替レ-

トは上下どちらにも変動しうるものであることから、株式等の譲渡損失と同様に確定申告を連続することを条件に 3 年程度の繰り延べを認める制度を措置することが考えられる。

(メリット)

時期を選択できないことをある程度緩和することができる。

3 年程度の繰り延べであれば、これまでに既に存在する制度に類するものであり、無理の無い制度である。

(デメリット)

損益通算できないまま失われる為替差損相当額が生じることを完全に避けることができない。

ロ 年金から得られた外貨を他の資産と交換するまでは為替差損益を認識しない方法

(3) ロ案を採用した場合であれば、その為替差損益相当額の認識時期について、為替レートを固定するみなし規定と合わせて、この規定が適用される年金の受け取りは外貨建て取引に該当しないものとみなす規定を定めることによって、年金から得られた外貨を同一の外貨以外の他の資産に交換するまで繰り延べる方法が考えられる。

その場合、(3) ロで提案した為替差損益相当額を加減算する部分の施行令改正は、年金によって得られる外貨については、その取得価額を相続時における為替レートによって計算し、他の資産と交換する際に雑所得の総収入金額に算入するという規定に変更することとなる。

(メリット)

(3) ロ案との相性が良い。

(3) ロ案による、相続税評価において利用された為替レートを将来の年金収入に対しても常に適用する、というみなし規定の効果で、年金によって得られる外貨の取得価額を容易に把握することができる。

損益通算できないまま失われる為替差損相当額が自動的に生じることを避けることができる。

(デメリット)

為替差損益相当額の実現時期についてのみなし規定も必要となる。

納税者に所得の実現時期を自由に選択することを新たに認めるものであって、他の雑所得の損益を相殺できる時期を選択することによる別の節税策を生じさせる可能性がある。

ハ 年金額のうち相続税課税対象額部分として得られる外貨については他の資産と交換するまでは為替差損益を認識しない方法

(3) イ案を採用した場合に計算される相続税課税対象額部分から生じる為替差損益相当額を加減算する部分の施行令改正を、年金額のうち、相続税課税対象額部分として得られる外貨については、その取得価額を相続時における為替レートによって計算し、他の資産と交換する際に雑所得の総収入金額に算入するという規定に変更する。

(メリット)

(3) イ案との相性が良い。

施行令 185 条が採用する階段状方式は、割引債引直し法に近似させる簡便法であるが、これを割引債ではなく、受取年において元利合計が受取年金額になる外貨定期預金（計算としては割引債と同じ）と同様であると考えれば、年金支払時においては、その「元本」として理解される相続税課税対象額部分については、外貨定期預金の元本が同じ外貨の普通預金になることと同視することができることから、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項の対象に含むと解釈することによって、年金受け取り時には為替差損益が実現していないとする理論であり、為替差損益の実現という点で、現行の施行令 167 条の 6 第 2 項との整合性が高い。

(デメリット)

所得税課税部分については年金受け取り時にその時点の為替レートで取得すると同時に、相続税課税対象額部分については、相続時の為替レートで取得したということになり、将来の円転等の時点での外貨の取得価額の計算が複雑化することとなる。

二 小括

このように 3 案を考えたところであるが、ロ案が、(3) ロ案との相性が良く、(3) ロ案を規定する改正がなされるのであれば、その際に、為替差損益相当額を加減算する部分の施行令改正を、年金によって得られる外貨については、年金受け取りは外貨建て取引に該当しないものとみなして、その取得価額を相続時における為替レートによって計算し、他の資産と交換する際に雑所得の総収入金額に算入するという規定に変更することによって、損益通算できないまま失われる為替差損が自動的に生じうることを避けることができる上に、年金によって得られた外貨について、その取得価額を容易に把握することができるとともに、外貨預金と同様に、実際に円転等する時まで為替差損益に関する課税が繰り延べられることから、納税者の納得を得られやすい制度となるものと思われる。

3 結論

年金を外貨で受け取る場合、趣旨からすると、相続時における為替レートと年金受け取り時の為替レートの差から生じる為替差損益相当額も、所得税の課税対象に含まれることが適当であると考えられる。

また、将来の為替変動を考慮すると、所得税法施行令 185 条等を条文の字義どおりにそのまま適用することには、解釈による解決が不可能であるとまでは言わないものの、かなりの困難性と解釈の幅が存在すると言わざるを得ない。

今後、外貨建て年金保険がより一般的なものとなっていく可能性も十分あることから、外貨建て年金に関して雑所得の総収入金額に算入すべき金額を計算するための円換算及び為替差損益相当額を加減算の方法に関して明確化するための施行令改正が望まれる。

改正の内容は、2 (3) ロの「相続税評価において利用された為替レートを将来の年金収入に対しても常に適用した上で、1 号から 6 号の規定を用い

て総収入金額に算入すべき金額を計算するとみなすみなし規定を定め、うえて、受け取る保険金額の全額に対して、相続時の為替レートと年金受け取り時の為替レートの差額から為替差損益相当額を計算し、別途、7号と同様の規定によって総収入金額に加算するという方法」が、すべての外貨建て年金を円建て年金の計算と同様に取り扱うことができるようになるという高い利便性と応用可能性を得られるというメリットがあることから、この方向性での改正が考えられる。

さらに、為替差損相当額についての配慮を行うのであれば、年金の受け取りは外貨建て取引に該当しないとの規定も合わせて整備した上で、「別途、7号と同様の規定によって総収入金額に加算する」の部分、年金によって得られる外貨については、その取得価額を相続時における為替レートによって計算し、他の資産と交換する際に雑所得の総収入金額に算入する、という規定に変更した形での施行令改正が望ましいものであると考えられる。

目 次

はじめに	160
第 1 章 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に対する課税制度	161
第 1 節 制度の概要	162
1 生保年金二重課税判決以前	162
2 生保年金二重課税判決以後	167
第 2 節 受け取る年金が外貨建てであった場合へのあてはめ	178
1 相続税法 24 条	178
2 所得課税	180
第 2 章 改善方法の検討	194
第 1 節 総収入金額算入額の算定方法の明文化	194
1 法令整備の必要性	194
2 改正私案	194
3 小括	200
第 2 節 為替変動による損失が生じる場合への配慮	200
1 為替変動による損失が生じる場合の弊害	200
2 改正私案	201
3 小括	204
おわりに	205

はじめに

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算については、所得税法施行令 185 条に規定されるとおり、各年分に受け取る年金のうち、相続税の課税対象となった年金受給権に相当する金額を規則的に配分した金額を含まない金額を雑所得に係る総収入金額に算入することとされている。

ここで、当該年金が外貨建てで支払われる場合、所得計算の際に為替変動の影響を受けることになるが、為替変動の影響を考慮した上で、同条をいかに適用すべきか、特に総収入金額に算入されない部分の金額をいかに取り扱うべきか、必ずしも明らかとはいえないところもあると思われる。

そこで、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金が外貨によって支払われる場合の課税の在り方について、為替変動による影響を中心に検討を行うこととする。

第 1 章 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に対する課税制度

生命保険契約等に基づく保険金が相続税または贈与税（以下「相続税等」という。）の課税対象となるのは、保険料の負担者（通常は保険契約者であることから以下「保険契約者」とする。）と保険金受取人が異なる場合⁽¹⁾⁽²⁾である。

保険法においては、このような場合に保険金受取人が取得する保険給付請求権は、「保険金受取人が自己の固有の権利として原始的に取得するものであり、保険金受取人が相続人であっても、被相続人である保険契約者・被保険者の権利を承継的に取得するのではないから、それは死亡した被保険者の相続財産に属さない⁽³⁾」と解されているが、租税法においては、相続税法 3 条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）及び 5 条（贈与により取得したものとみなす場合）により、相続等によって取得したものとみなされることによって相続税等の対象とされている。

相続税等の対象となる保険金を一時金で受け取る場合は、相続税等が課されるのみである。他方、年金として受け取る場合は、相続時点における年金受給権に対して相続税等が課されたのち、年金を受領する際に所得税が課されることとなるが、平成 22 年 7 月 6 日最高裁判決⁽⁴⁾（以下、「生保年金二重課税判決」とする。）を受けて、相続税等と所得税の関係が大きく変わったことから、生保年金二重課税判決及びその前後の課税制度について概観する。

-
- (1) 保険契約者と保険金受取人が同一の場合は、所得税の課税対象となる。
 - (2) 相続税の対象となるのは、保険契約者と被保険者が同一で被保険者の死亡により死亡保険金を得る場合であり、贈与税の対象となるのは、保険契約者、被保険者、保険金受取人がすべて異なる場合である。
 - (3) 山下友信ほか『保険法（第 4 版）』284 頁（有斐閣、2020 年）。
 - (4) 最判平 22 年 7 月 6 日最高裁判所民事判例集 64 巻 5 号 1277 頁。

第 1 節 制度の概要

1 生保年金二重課税判決以前

(1) 相続税等と所得税の関係

相続税等と所得税の関係については、「相続税法が相続財産を時価で課税する一方、所得税法は相続財産のキャピタル・ゲイン（含み益）につき相続時には原則として課税を繰り延べ、相続後に生じたキャピタル・ゲインと合わせ一括して課税⁽⁵⁾」する構造を取っており、贈与等により取得した資産の取得費等の引継ぎを定める所得税法 60 条が明文で規定されている。

つまり、「前者は相続による経済的価値の移転に着目した課税であり、後者は資本所得への課税であり、従来理論的には、両者に「二重課税は存在しない」と整理⁽⁶⁾」されていた。

ここで、相続等の対象となる資産が含み益を有していた場合の理論的に素直な課税方法としては、「みなし譲渡所得課税」方式が考えられる。これは、「無償取引が行われた時点で含み益が「実現」するものとみなし、譲渡人（被相続人・贈与人）に対し所得課税を行う⁽⁷⁾」と同時に、譲受人において、含み益に対する課税を了した資産の時価を相続税等の課税対象とし、譲受人におけるその資産の取得価額もその時価とするものである。

この「みなし譲渡所得課税はシャウプ勧告で推奨され、昭和 25 年度税制改正において導入されたのだが、早くも昭和 27 年度には相続の場合につき廃止され、その後も適用範囲は縮減されて、現在みなし譲渡所得課税が行われるのは限定承認に係る相続と法人に対する贈与に限定されている⁽⁸⁾」課税方式である。

このように適用範囲が縮減されてきた理由としては、「特に相続に際して

(5) 篠原克岳「相続税と所得税の関係について－「生保年金二重課税事件」を素材とした考察－」税大論叢 74 号 12 頁（2012 年）。

(6) 篠原・前掲注(5)12 頁。

(7) 篠原・前掲注(5)17 頁。

(8) 篠原・前掲注(5)17-18 頁。

納税者の理解が得られにくいという難点⁽⁹⁾」を指摘することができる。というも、「現実に入らないところに課税が行われることは納税者感情にそぐわない⁽¹⁰⁾」ことに加えて、「相続においては被相続人（譲渡人）の地位を相続人が承継するため、理念的には別人格への課税である「譲渡人への所得課税」と「譲受人への相続課税」が、共に相続人に対して同時に課される⁽¹¹⁾」ことになり、「相続人からすると「所得税と相続税が二重に課税される」という印象を拭い難く、課税への抵抗感が大きくなる⁽¹²⁾」からである。

そのため、無償取引に対しては、特定の場合を除いて、みなし譲渡所得課税に代えて、所得税法 60 条 1 項によって「相続人の所得計算において被相続人における取得費等が引き継がれること⁽¹³⁾」を規定し、「相続財産の含み益への所得課税を、原則として相続人における実現時（第三者への譲渡等）に繰り延べること⁽¹⁴⁾」としているのである。

(2) 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金へのあてはめ

このような理論によって規定された制度の下、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金については、相続等による経済的価値の移転として相続時点における年金受給権に対して相続税等が課されたのち、「生命保険契約等に基づく年金については、相続等により取得したものであるか否かを問わず、その支払を受ける年金の所得金額全額を所得税の課税対象⁽¹⁵⁾」としていた。つまり、各年分の受取年金額の全額を総収入金額とし、その年金額に対応する支払保険料を必要経費として雑所得を計算していた。

(9) 篠原・前掲注(5)18頁。

(10) 檜田明ほか編著『所得税基本通達逐条解説』776頁（大蔵財務協会、2021年）。

(11) 篠原・前掲注(5)18頁。

(12) 篠原・前掲注(5)18頁。

(13) 篠原・前掲注(5)18頁。

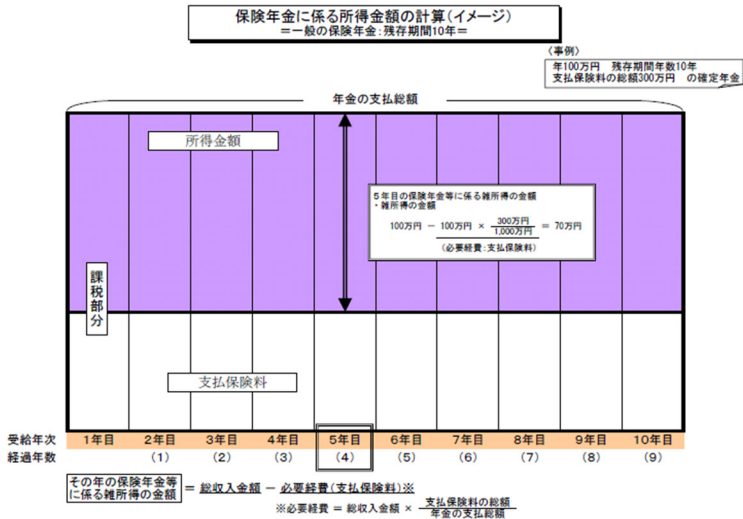
(14) 篠原・前掲注(5)18頁。

(15) 国税庁「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算について（情報）」5頁

（<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/101029/01.pdf>）

（令和5年6月9日最終閲覧）。

(イメージ図(16))



(3) 年金受取と一時金受取の間の不均衡

しかし、この取り扱いには、「従前、被相続人が保険料を負担していた場合の生保給付金は、一時金受取ならば所得非課税、年金受取ならば雑所得課税とされ、その不均衡が夙に指摘されていた⁽¹⁷⁾」ところである。

この不均衡の内容を理論的に分析すると、一時金で受け取る場合、その一時金（年金受け取りにおける相続時点における年金受給権に相当する）に対して相続税等が課されることは同じであるが、所得課税については、「被相続人死亡という同一原因により相続A+αと所得αが同時に発生するため、法解釈上そのいずれをも「相続により取得するもの」と解さざるを得ず、両者に同号が適用されてしまう⁽¹⁸⁾」ことから、年金の場合に雑所

(16) 国税庁・前掲注(15)3頁。

(17) 篠原・前掲注(5)7頁。

(18) 篠原・前掲注(5)38頁。ここで、Aとは生命保険においては支払保険料であり、αとは所得、つまり、受取保険金－支払保険料を表す。

得が課税されることとなる受取年金額－支払保険料によって計算される所得に相当する受取保険金－支払保険料が非課税となるからである。

これは、「法の欠陥と言わざるを得⁽¹⁹⁾」ず、一時金で受け取る場合に軽減されてしまっていることが問題であったと説明することができるのであるが、結果的に「生命保険金につき課税上不均衡な取扱いが行われていた⁽²⁰⁾」と言える状況であったことも確かである。

(4) 死亡保険金の私法上の性質からの検討

他方、特に被保険者たる保険契約者の死亡を保険事故とする保険金については、生命保険の私法上の性質からすると、「所得税法は相続財産のキャピタル・ゲイン（含み益）につき相続時には原則として課税を繰り延べ、相続後に生じたキャピタル・ゲインと合わせ一括して課税⁽²¹⁾」するという原則に当てはまらないとも考えられる。

というのも、「民法上、生命保険金は受取人固有の権利である以上、保険料支払者である夫に帰属する所得はそもそもない⁽²²⁾」と考えられ⁽²³⁾、そうすると、被相続人段階での含み益というものも存在しえないためである。

これは、自分の死亡を条件として得られる所得が死亡前の自分の純資産増加をもたらしていると考えerというのは、常識的におかしなことになると理解することでも充分納得できるものであると思われる。

さらに、保険金請求権が保険金受取人によって原始取得される固有の権利であるという私法上の性質から、保険金受取人（相続人）の立場で保険金を見ると、受け取る保険金と、被相続人（保険契約者かつ被保険者）が

(19) 篠原・前掲注(5)38頁。

(20) 篠原・前掲注(5)39頁。

(21) 篠原・前掲注(5)12頁。

(22) 三木義一「最高裁年金二重課税判決の論理と課題」税経通信 65 卷 10 号 24 頁(2010年)。

(23) 相続税法においても、保険金請求権が保険金受取人に原始取得される固有の権利であることを前提に、本来の相続財産ではなく、みなし相続財産とされている。

支払ってきた保険料は無関係⁽²⁴⁾とも言うことができる⁽²⁵⁾。

保険契約の私法上の性質をこのように捉えるならば、他の相続財産と同様に課税繰り延べを前提とした課税がなされていたことに問題があったということもできるかもしれない。

ただし、その場合、被相続人が支払った保険料が必要経費になることもなくなる⁽²⁶⁾ため、年金受給権を得た際に、将来必要経費とすべき金額を、年金受給権を原始取得した時点(相続時)の時価とすべき⁽²⁷⁾か、それとも、所得税の観点では、無償かつ所得課税がなされることなく得られた財産として取得価額を 0 円、つまり、将来の年金収入時の必要経費が存在しないということにすべきか、については、その点だけでも重大な論点⁽²⁸⁾となるものである。

(5) 小括

このように、隠れた問題点もあったとはいえ、当時は、生命保険契約についても、被相続人による支払保険料を引き継ぐという課税繰り延べを前提とした課税制度となっていた。そして、「法の欠陥」によって、一時金で

(24) 約定どおりの保険料支払いが行われていたのであれば、支払保険料総額(支払保険料の実際の累計額)は受取保険金額とは無関係(保険事故の発生が1回目の保険料支払い直後であっても保険料支払期間満了直前であっても受取保険金額は基本的には同じである。)であるし、保険金受取人が支払保険料総額を知る必要も私法上はない。

(25) 相続等によって取得した資産の取得価額の被相続人等からの引継ぎを規定する所得税法 60 条及び(生保年金二重課税判決以後に制定されたものであるが)同法 67 条の 4 には、同法 9 条(非課税所得)における「相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む」とのみなし相続等を含める規定が存在しないという文理を忠実に解釈するならば、この考え方に整合的なものとなるともいえる。

(26) あえて言えば支出時点での家事費として所得計算とは無関係な支出ということになる。

(27) この場合、理由(非課税なのか必要経費として減算するのか)及び配賦される時期が異なるとしても、総額としては相続税評価額相当の金額が所得金額から除かれることとなる。

(28) 受け取り時の時価から乖離した対価または無償で受け取った資産について、時価から乖離した金額で所得税が課税され、または、非課税となった場合に、その取得価額がどうなるかは、その資産の内容、時価からの乖離の度合いや理由、非課税となる理由、取り扱いに関する明文規定の有無などによって、それぞれ異なることとなるのではないかと思われるが、本稿ではこれ以上立ち入らないこととする。

受け取る場合に軽課されることから、結果的に不均衡が生じていたのである。

2 生保年金二重課税判決以後

(1) 生保年金二重課税判決の内容

イ 概要

生保年金二重課税判決の概要は、「年金払特約付きの生命保険契約の被保険者でありその保険料を負担していた夫が死亡したことにより、同契約に基づく第 1 回目の年金として夫の死亡日を支給日とする年金の支払を受けた者が、その年金の額を収入金額に算入せずに所得税の申告をしたところ、年金の額から必要経費を控除した額を雑所得の金額として総所得金額に加算することなどを内容とする更正を受けたため、当該年金は、相続税法第 3 条第 1 項第 1 号所定の保険金に該当し、いわゆるみなし相続財産に当たるから、所得税法第 9 条第 1 項第 15 号により所得税を課することができないと主張して、更正の一部取消しを求めている事案⁽²⁹⁾」である。

ロ 判決要旨

その判決の要旨は以下の枠内のおり⁽³⁰⁾である。これをさらに要約すると、相続税等の課税対象となる経済的価値である年金受給権の取得時の時価とは、将来受け取る年金額の割引現在価値に相当し、年金の各支給額のうち現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものとして、所得税の課税対象とならないとされた。

つまり、年金受給権の評価額に対して相続税等が課されたのち、各年分の受取年金額の全額を総収入金額とすると同時に、その年金額に対応する被相続人等が支払った支払保険料を必要経費として雑所得を計算するというこれまでの取り扱いではなく、年金の支給額のうち、年金受

(29) 国税庁・前掲注(15) 1 頁。

(30) 国税庁・前掲注(15) 1 頁。

給権の取得時の時価相当額が（その時期と金額は明示されなかったもの）所得税を課することはできないとされた。

- (1) 所得税法第 9 条第 1 項第 15 号(現行第 16 号)にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にはかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。
- (2) 年金の方法により支払を受ける保険金(年金受給権)のうち有期定期金債権に当たるものについては、相続税法(平成 22 年度改正前の相続税法)第 24 条第 1 項第 1 号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額とその残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の当該現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。
- (3) したがって、年金の各支給額のうち現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法第 9 条第 1 項第 15 号(現行第 16 号)により所得税の課税対象とならないものというべきである。
- (4) 本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第 1 回目の年金で

あるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課すことは許されないというべきである。

- (5) 所得税法第 207 条の生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法に定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、その年金について同法第 208 条所定の金額を徴収し、これを所得税として国に納付する義務を負うものとして解するのが相当である。

ハ 判決の影響

この生保年金二重課税判決は、「各年の受領年金に非課税部分（すなわち相続税評価 $A + \alpha$ 相当分）をどのように配賦するか、という問題について明示的には触れておらず、この点は国の対応に委ねられ⁽³¹⁾」ることとなった。

そこで、「相続人等が相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける場合におけるその年金については、課税部分と非課税部分に振り分けた上で、課税部分の所得金額についてのみ課税対象とするため、（中略）所得税法施行令を改正して、相続等に係る生命保険契約等又は損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算規定が新たに設けられ⁽³²⁾」ることとなった。

(2) 「最高裁判決研究会」報告書の分析

この生保年金二重課税判決は、「相続税と所得税の課税関係の問題に一石を投ずる内容⁽³³⁾」であったことから、「判決の趣旨及びその射程等につい

(31) 篠原・前掲注(5)49-50 頁。

(32) 国税庁・前掲注(15) 5 頁。

(33) 内閣府 平成 22 年度 第 8 回 税制調査会(11 月 9 日)資料一覧 「最高裁判決研究会」報告書～「生保年金」最高裁判決の射程及び関連する論点について～ 2 頁。

(https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/11/24/22zen8kai6.pdf) (令和 5 年 6 月 21 日最終閲覧)。

て整理⁽³⁴⁾」がなされ、「最高裁判決研究会」報告書～「生保年金」最高裁判決の射程及び関連する論点について～（以下、「最高裁判決研究会」報告書」とする。）⁽³⁵⁾としてまとめられた。

この報告書における整理を抜きにして、相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の課税関係について検討することはできないことから、これを分析する。

まず、生保年金二重課税判決において、

- ・ 将来にわたって相続人が受け取るべき年金の金額の現在価値の合計額と受取年金総額との差額は、各年の年金の現在価値をそれぞれ元本とした場合の「運用益」の合計額に相当する、
- ・ 本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第一回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解され、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならない、⁽³⁶⁾

と判示されていることから以下の結論を導いている。

このように最高裁判決は「運用益」との概念を導入し、各年の年金の支給額を相続時の現価に相当する部分とその余の部分とに分ける立論を行っている。この判示内容に鑑みれば、今般の最高裁判決の解釈としては、「運用益」部分には所得税を課する趣旨と考えることが相当である。⁽³⁷⁾

これについては、「将来にわたって受け取る各年金の取得時における経済的な利益の現在価値が課税されている以上、その後実現した年金全体がすでに課税対象に含まれていたとして、その後の年金課税全部が違法になる

(34) 内閣府・前掲注(33) 2 頁。

(35) 内閣府・前掲注(33)。

(36) 内閣府・前掲注(33) 4 頁。

(37) 内閣府・前掲注(33) 4 頁。

と解する⁽³⁸⁾」という理論もあり得たところ、判決の文言に沿って、「運用益」部分には所得税を課する趣旨であるとの結論を導くとともに、「仮にこの「運用益」部分を所得税非課税としてしまうと、所得概念を包括的に捉えることを立法の指針としている我が国所得税の基本的枠組みとの間で不整合が生じることとなる⁽³⁹⁾」と整理している。

そして、この結論は、将来キャッシュフローの現在価値に相続税等が課されていることを理由に、将来キャッシュフローのすべてが所得税非課税となると仮定した場合に不合理な結論に至ること⁽⁴⁰⁾を想像すれば、妥当なものであるといえる。

また、同報告書において、相続人が受け取るべき年金の金額の現在価値の合計額と相続税評価額との関係については、最高裁判決は「B（筆者注：将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額）そのものが「相続税の課税対象」ではなく、あくまで「相続税課税対象のA（筆者注：相続税法 24 条による評価額）は、Bに相当する」⁽⁴¹⁾」と判示していると整理⁽⁴²⁾されている。

(38) 三木・前掲注(22)22 頁。

(39) 内閣府・前掲注(33)4 頁。

(40) ファイナンス理論からは、資産の時価は、その資産から得られる将来キャッシュフローの現在価値となると考えられることから、理論的に突き詰めた場合、相続等した資産の時価、つまり相続税等の課税対象となる金額とは、相続時における将来の経済的な利益の現在価値と考えることも可能である。そうすると、相続財産はすべて、年金受給権と同様に、将来キャッシュフローの現在価値について相続税等が課されていることとなる。その結果、将来キャッシュフローの現在価値に相続税等が課されていることを理由に、将来キャッシュフローのすべてが所得税非課税となると仮定すると、相続等によって取得した財産から生じた所得はすべて所得税非課税であるという結論に至ってしまうことから、不合理な仮定であったと言わざるを得ないであろう。

(41) 内閣府・前掲注(33)4 頁。

(42) 現行の相続税法 24 条の評価方法は、以下のとおりであることから、相続税法 24 条により評価された経済的価値（上記 A）と将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額（上記 B）は近似した金額になるはず（保険数理における年金原価に相当し、以下の(3)は年金原価を求めていることにほぼ等しく、(1)|(2)は年金原価の払い戻しの性格を有する）なのであるが、平成 22 年税制改正前の旧 24 条の評価額は、A と B が近似しないことがありえた。

（有期定期金の場合（有期定期金以外の場合は(3)について所定の調整が規定されている。））

そして、この判示は、さらに詳しく「将来にわたって受け取る定期金の総額の割引現在価値（将来収益の束の割引現在価値）そのものではなく、あくまで法定の評価方法によって評価がなされた経済的価値（「相続税法 24 条により評価された経済的価値」）が相続税の課税対象となっていると捉えた上で、所得税法 9 条 1 項 16 号を当てはめ、「運用益」の合計額については、各年分において課税しても、所得税法 9 条 1 項 16 号で排除しているところの相続税と所得税の二重課税とはならないとしているものと解される⁽⁴³⁾」と分析されている。

つまり、相続税の課税段階で、 $A = B$ として A の金額に対して相続税の課税を行い、所得税法 9 条 1 項 17 号⁽⁴⁴⁾の対象についても、B を計算し直す必要はなく、相続税の課税対象となった A の金額となる。

その結果、所得税が課されるべき「運用益」の合計額は、「受取年金総額 - A（所得税法 9 条 1 項 17 号による非課税）」によって計算されることが明らかにされた。

そして、現行制度である所得税法施行令 185 条は、「各年の年金の支給額を相続時の現価に相当する部分とその余の部分とに分け」、「「運用益」部分には所得税を課す」、すなわち、各年の年金の支給額を相続税法による評価額とその余の部分とに分け⁽⁴⁵⁾、その余の部分に所得税を課するための計算

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

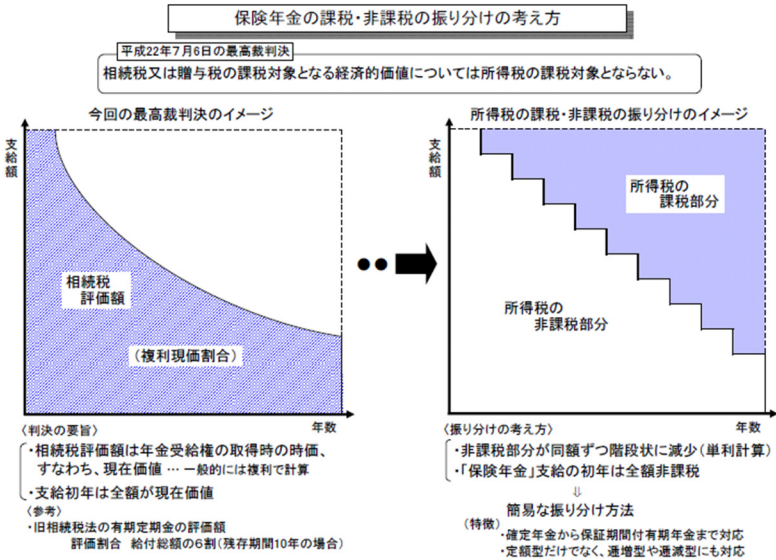
- (1) 定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約としたならば支払われるべき解約返戻金の金額
 - (2) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時において一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき一時金の金額
 - (3) 定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、その契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、その契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額
- (43) 内閣府・前掲注(33) 4 頁。
 (44) 生保年金二重課税判決当時は 16 号。
 (45) ただし、その分け方については、報告書の分析においては引き算（受取年金総額 - A）となっているのに対して、所得税法施行令 185 条は、割合（旧相続税法対象年金であれば、受取年金総額に対して法定の割合、旧相続税法対象年金以外であれば、相続税評価割合とそれに応じた課税割合）を用いている。同条は納税者有利となるよう

方法となっており、この結論と整合性を持つ規定となっている。

(3) 所得税法施行令 185 条

こうして、所得税法施行令 185 条が定められたところ、その内容は、「具体的には、相続税の課税対象部分以外を所得税の課税対象とし、確定年金、終身年金等の種類に応じて、その年金の残存期間年数、支払総額等を基に、所得税の課税対象となる一単位当たりの金額を計算し、これに経過年数を乗じて、その年分における雑所得に係る総収入金額を算出するもの⁽⁴⁶⁾」である。

(イメージ図⁽⁴⁷⁾)



(4) 施行令 185 条の計算方法の検討

この計算方法であるが、生保年金二重課税判決において、相続税の課税

に大きめに端数を切り捨てる規定となっているため実際の金額は異なることになるが、年金が円建てであれば、原理的には割り算でも引き算と同じ金額を得ることができる。

(46) 国税庁・前掲注(15) 5 頁。

(47) 国税庁・前掲注(15) 5 頁。

対象となる金額、つまり、相続税法 24 条によって規定される評価額が、「当該年金受給権の取得の時における時価（同法 22 条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その評価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当する⁽⁴⁸⁾」と判示されたことを受けて、所得税の課税対象となる「運用益」相当額を計算するために規定されたものである。

ここで、ある金額を元本として運用を行い、元利合計として毎年一定額の収入を得るとした場合の運用益の計算方法としては、いくつか考えることができる。

それは、①複利キャッシュフロー法、②定額簡便法、③割引債引直し法、④階段状方式である⁽⁴⁹⁾。

数値例があると理解が容易であるので、設例を元に紹介する。

（設例）

課税による影響（支払保険料の控除を含む。）は考慮しない。
 相続発生によって年金受給権を取得した時点をも 0 年度末とする。
 初回年金は相続の 1 年後に支払われる。
 1 年度末、2 年度末、3 年度末の 3 回、それぞれ 1000 のキャッシュフロー（年金）を生む。（年金年額 1000 で 3 年間の確定年金。）
 割引率を 10% とする⁽⁵⁰⁾⁽⁵¹⁾。

(48) 最判平 22 年 7 月 6 日最高裁判所民事判例集 64 巻 5 号 1277 頁。

(49) この分類は、中里実「租税法におけるストックとフローの関係」ジュリスト 1410 号 22 頁（2010 年）によったものである。また、以下の説明中の数値も同様である。

(50) この設例では、先に割引率が定まっているが、生保年金二重課税判決においては、相続税法 24 条の評価額が相続時の時価であって、将来の受取年金の金額の現在価値に相当するとされていることから、この設例の数値を当てはめると、相続税法上は、2486（0 年度末（相続時）の現在価値）が相続税法 24 条で定まり、割引率は逆算で定まることになる。ただし、所得税法施行令 185 条の適用に当たっては割引率を計算する必要は無い。

(51) 平成 22 年改正以後の相続税法 24 条では評価額が解約返戻金相当額等を用いることとなったため、逆算によって計算した割引率は、実際の運用利率に近似したものと

(0 年度末 (相続時) の現在価値)

$$2486 = 1000/1.1 + 1000/1.1^2 + 1000/1.1^3$$

(1 年度末 (1 回目年金))

0 年度末 2486

運用益 249 $\doteq 2486 \times 10\%$

合計 2735

引出 -1000 (運用益 249 + 元本 751)

残高 1735

(2 年度末 (2 回目年金))

1 年度末 1735

運用益 174 $\doteq 1735 \times 10\%$

合計 1909

引出 -1000 (運用益 174 + 元本 826)

残高 909

(3 年度末 (3 回目年金))

2 年度末 909

運用益 91 $\doteq 909 \times 10\%$

合計 1000

引出 -1000 (運用益 91 + 元本 909)

残高 0

なるはずであるが、改正前の旧相続税法 24 条の評価額から逆算した割引率は、例えば、「残存期間 2 年の場合 約 27.5%」「残存期間 10 年の場合 約 10.6%」となっていた。(注) 鍵括弧内は、中里・前掲注(49)25 頁より引用。

この設例から、運用益つまり受取年金総額と相続時の現在価値（相続税評価額）の差額を計算すると、 $514 (=1000 \times 3 - 2486)$ となる⁽⁵²⁾。

つまり、この3年間で、514 に対して所得税が課税されることになるが、それがどの年分の所得となるかという点が前述の各方法によって異なることとなる⁽⁵³⁾。

まず、①複利キャッシュフロー法は、上記設例での計算のとおり運用益が生じると考える方法である。

つまり、1年度 249、2年度 174、3年度 91 を運用益として所得税の課税対象とすることとなる。

この①複利キャッシュフロー法は、(特に③割引債引直し法と比較すれば理解しやすいが) 含み益として年度を越えて繰り延べられる運用益が生じないことから理論的に包括的所得概念に最も馴染むものであるということではできそうである。

とはいえ、現実の所得税法は原則として未実現利益に課税しないことから、計算上、年度を越えて含み益が繰り延べられることになる方法も考えることができる。

それが、「償還時期の異なる償還額 1000 の割引債 3 つの束であると考え、それぞれ独立のものとして、それぞれについて課税を考える考え方⁽⁵⁴⁾」である③割引債引直し法である。設例に適用すると、「満期 1 年の割引債（相続時現在価値 909）、満期 2 年の割引債（相続時現在価値 826）、満期 3 年の割引債（相続時現在価値 751）の束を相続したと考えれば、運用益は、年度 1、年度 2、年度 3 においてそれぞれ 91、174、249⁽⁵⁵⁾」ということになり、やはり合計額は 514 となる。①と③の違いは、③においては、満

(52) 設例で計算した各年の運用益の合計額（ $249 + 174 + 91$ ）でもある。

(53) 「複利キャッシュフロー法が、包括的所得概念の観点からは理論的に正しいものと一応は思われるが、現実には、それ以外の方法も存在し得る。」 中里・前掲注(49)22 頁。

(54) 中里・前掲注(49)22 頁。

(55) 中里・前掲注(49)22 頁。

期 2 年と満期 3 年の割引債は、1 年度末、2 年度末に生じている未実現の利息が実現するまで繰り延べられているということであるが、所得税法は原則的に未実現利益に課税しないことから、③の計算方法も合理的なものといえることができる。

また、割引率による複利運用によって運用益が生じるという理論からすると正確性に欠ける部分があるとしても、「実務の現実的運用を考慮に入れれば⁽⁵⁶⁾」ある程度の簡便法も許容されるであろう。

そのような簡便法としては、まずは②定額簡便法が考えられる。設例に適用すると、 $514 \div 3$ となり、「運用益は、年度 1、年度 2、年度 3 においてすべて 171⁽⁵⁷⁾」ということになる。

そして、①複利キャッシュフロー法または③割引債引直し法に近似させることを目指す簡便法として④階段状方式も考えられる。設例に適用すると、③に近似させる場合、「年度 1、年度 2、年度 3 のそれぞれにおける運用益の合計 514 を、1 : 2 : 3 の比率で 86、171、257 と分けて、各年度に階段状に割り振る方法⁽⁵⁸⁾」であり、①に近似させる場合は、その振り分け順が逆 (257、171、86) になる。

これらの各方法において、各年度の課税額は変化するものの、年金支払期間を通じて考えれば、運用益として課税される金額の合計額は同じ金額となる⁽⁵⁹⁾。

そして、実際の所得税法施行令 185 条においては、「相続税の課税対象部分以外を所得税の課税対象とし、確定年金、終身年金等の種類に応じて、その年金の残存期間年数、支払総額等を基に、所得税の課税対象となる一単位当たりの金額を計算し、これに経過年数を乗じて、その年分における

(56) 中里・前掲注(49)22 頁。

(57) 中里・前掲注(49)22 頁。

(58) 中里・前掲注(49)23 頁。

(59) ②と④は運用益が 514 と計算された後に、それを各年度に割り当てたことから合計額が 514 になるのは当然であるが、①と③は異なる方法で計算した結果、総額が 514 で一致している。

雑所得に係る総収入金額を算出する⁽⁶⁰⁾」という、年度が進むに応じて所得税の課税対象額が大きくなっていく方向の④階段状方式が採用された。

この方法は、これまでの検討のとおり、生保年金二重課税判決を受けて、相続税等の課税対象となった経済的価値、つまり、相続税評価額に対する所得税課税を行わないための計算方法を施行令によって明らかにした⁽⁶¹⁾ものであり、所得税を非課税とする必要がある相続税評価額と所得税を課税すべき運用益相当額を各年に配分する方法として、十分に合理的な計算方法となっている。

第 2 節 受け取る年金が外貨建てであった場合へのあてはめ

前述した趣旨に基づいて規定された所得税法施行令 185 条において、受け取る年金が外貨建てであった場合、どのように考えられることになるか検討する。

1 相続税法 24 条

報告書は相続税課税対象額（相続税法 24 条により評価された金額）が、「将来にわたって相続人が受け取るべき年金の金額の現在価値の合計額」に相当するとしている。

そして、所得税法施行令 185 条の趣旨は、受取年金総額から相続税課税対象額を除いた「運用益」相当額に課税を行うための計算方法を明らかにするものであることから、年金（相続税法における定期金）が外貨建てであった場合に、相続税法 24 条により評価された金額が、どのように計算されるかを考える必要がある。

同条は、①解約した場合の解約返戻金の金額、②一時金で受け取る場合の一時金の金額、③給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に予定利率に

(60) 国税庁・前掲注(15)5頁。

(61) 既述のとおり、それぞれ合理的な複数の計算方法があるところ、課税の公平のために、特定の計算方法によることを規定するものとなっている。

応じた複利年金原価率を乗じた金額のいずれか多い金額を評価額とするのであるが、年金を外貨で受け取る場合、③は将来の年金額が外貨建てで確定しているものの、為替変動があることから事前に円換算額で年金額を確定させることができない⁽⁶²⁾こととなる。

しかし、①及び②の数値も、保険契約からは外貨建ての金額が得られるのであって、その後、その外貨建ての財産の邦貨換算（財産評価基本通達 4-3）が行われることによって邦貨建ての評価額が得られていると考えることもできる。

また、③の数値も、外貨建てで得られる①及び②の数値と比較するのであれば、まずは外貨建ての年金額を用いて外貨建ての数値を得て、その多寡を比較した後、外貨建てで最も多い金額に対して外貨建ての財産の邦貨換算を行うという計算も適当なものと言えそうである。

また、保険数理から考えても、将来の年金支払いのための年金開始時（本稿で検討するものであれば相続発生時）における年金原価は、将来の支払いが外貨建てで行われることから、保険会社としては同一の外貨で計算する必要があり、その計算の基本的な部分は、まさに予定利率による複利での割引、つまり③の計算を外貨建てで行うこととなる。

さらに、①解約返戻金や②一時金は、この年金原価に対して契約に基づく所定の控除等を行った金額となることから、保険数理から見ても、その時点での外貨建て年金保険契約の価値は外貨建てで計算することが合理的だといえる。

相続税法上は、最終的に邦貨換算が必要となるが、外貨建てで①②③を比較し、それによって得られた外貨建ての金額を、相続時の為替レートで邦貨換算した金額を相続税課税対象額とすることが、相続税法の解釈適用としても、保険数理に基づく合理性という点でも適当であると考えられる。

(62) 平成 22 年改正前の同条は、給付金額の総額に残存期間に応じた法定の割合を乗じた金額としていたので、給付金額の総額つまりは将来の年金額が必要になるという点では同様の問題が生じることとなる。

ところで、将来、年金給付が完了した後に見直した場合、各年に実際に得た年金の各年における邦貨換算額をそれぞれ予定利率で割り引いた金額の合計額と、外貨建てで計算した③の金額を相続時の為替レートを用いて邦貨換算した金額が一致しないことになるのは問題がないのかという疑問も生じるかもしれない。

しかし、これは、相続税が相続時における財産（または経済的利益）の時価に対して課税されることから正当な計算であるといえる。

さらに言えば、その時価についても、財産評価基本通達 4-3 によれば、相続税評価における外貨建て財産の評価の場合、「対顧客直物電信買相場」を用い、外貨建て負債に対しては「対顧客直物電信売相場」を用いるということから、相続税評価は、理念的には、その時点で財産を処分して円貨にした場合に実際に得られる金額を指向している⁽⁶³⁾と理解できることから、将来の為替変動による邦貨換算額の変動については、相続税評価の対象外であって、最終的には所得税の対象となるべきものであると考えることができる。

こうして考えると、相続税法上は、外貨建てで①②③を比較し、それによって得られた外貨建ての金額を、相続時の為替レート(対顧客直物電信買相場)で邦貨換算した金額を相続税課税対象額とすることが適当である。

2 所得課税

(1) 生保年金二重課税判決の趣旨に沿ったあるべき所得課税

こうして得られた相続税課税対象額をもとに、所得税法においては、「各年の年金の支給額を相続時の現価に相当する部分とその余の部分とに分け」、「運用益」部分には所得税を課す」こと、さらに言えば、相続税課税

(63) もちろん、これがすべてであるというわけではなく、あくまで、理念や方向性といった意味である。実際、年金保険であっても、一時金や解約返戻金を支払わないという契約となっていたら、相続時点で現実に円の現金を得ることはできないので、将来受け取れる年金の評価という性質しかなくなる。ただし、この場合でも、その時点での円貨獲得が不可能であって、将来のキャッシュフローが必要だからといって、電信売買相場の仲値によって換算するということはしないのが相続財産の評価である。

対象額が「相続時の現価に相当する部分」に当たり、「その余の部分」が「運用益」に当たるのであるから、各年の年金の支給額を相続税課税対象額と所得税課税対象となる「運用益」部分に分けることが、判例の趣旨に則った所得税課税といえる。

前述のとおり、外貨年金の場合、この相続税課税対象額は、外貨建てのまま相続税法 24 条を適用することで得られる外貨建ての金額を、相続時における為替レートで円換算したものとなる。

それに対して、各年の年金の支給額に対する所得課税に際しては、受け取り時の為替レートによる円換算が必要となる。

その結果、相続税課税対象額（相続時レートを適用）と所得税課税対象となる「その余の部分」としての「運用益」部分（年金受取時の為替レートを適用）の分け方を考える際に、この為替変動をどのように捉えるかが問題となる。

ここで、相続税課税対象額は、既述のとおり、外貨建てのまま相続税法 24 条の評価を行った後に、相続時の為替レートで邦貨換算したものである。

こうして相続税の課税対象となった外貨建て定期金を前提として、所得課税において、 $(受取年金総額) - (相続税課税対象額) = (\text{「運用益」})$ によって得られる「運用益」が、所得税において課税されるべき所得金額となるというのが、「最高裁判決研究会」報告書によって解釈された生保年金二重課税判決の趣旨に合致した所得課税となると思われる。

ここで、外貨建て定期金の場合の「相続税課税対象額」を、どのように捉えるかということを考える必要がある。

一つは、「相続税の課税対象となる経済的価値」とは、「将来収益の束の割引現在価値」であって、外貨のまま相続税法 24 条を適用して計算した外貨建ての評価額であって、邦貨換算はあくまで、その後の処理であると捉えて、所得税法が参照すべき外貨建て定期金の相続税評価額とは邦貨換算前の外貨建ての金額であるという考え方である。

この場合、 $(受取年金総額) - (相続税課税対象額) = (\text{「運用益」})$ によっ

て所得課税を行う際に、所得税法 9 条の規定によって非課税となるものが外貨建ての「相続税課税対象額」であることになり、この外貨建ての「相続税課税対象額」について、為替変動によって邦貨換算額が変動したとしても、それは非課税所得に包含され非課税⁽⁶⁴⁾となると解釈できることとなる。

確かに、経済学的に言えば、定期金の時価は将来収益の束の割引現在価値であることから、外貨建ての金額こそが、相続時の時価であるともいえそうである。

しかし、相続税法の適用に際しては、外貨建ての相続財産は、原則として、それぞれの財産ごとに邦貨換算した金額が相続税評価額となるはずであって、外貨建て定期金の「相続税課税対象額」とは、24 条の計算によって得られた外貨建ての金額を相続時の為替レートで邦貨換算した金額となるべきものであると考える。

そうであるならば、 $(受取年金総額) - (相続税課税対象額) = (\text{「運用益」})$ の計算式における「相続税課税対象額」とは、円換算後の相続税評価額となるべきである。

つまり、所得税課税を行う上で考慮する「相続税課税対象額」は、相続税の課税が行われた時点で、邦貨建てで固定されることとなるが、むしろ、相続税課税は相続時の時価で課税する⁽⁶⁵⁾こととも整合性のとれる取扱いであるといえる。

そうすると、 $(受取年金総額) - (相続税課税対象額) = (\text{「運用益」})$ の計算式における(相続税課税対象額)は、相続時の為替レートで邦貨換算した金額で固定されることとなり、為替変動の影響を受けるのは(受取年金総額)と、それに連動して変動する(「運用益」ということになる。

(64) 平成 28 年改正以前は、公社債の譲渡損益が非課税であり、外貨建て MMF など、その譲渡に際して生じる為替差損益相当額が公社債譲渡の非課税に包含されて非課税であったことと同様の考え方である。

(65) 例えば、外貨建ての定期金に関して、後日の為替変動に応じて課税済の相続税の課税対象額を遡って変更したりはしない。

これを、経済的な実質から分析すると、以下の例のようになる。

以下、第 1 章第 1 節 2(4)の数値例をアレンジしたもので考える。

その際、今後の、所得税法施行令 185 条の計算に、より適合するように、0 年度末、つまり、相続時の初回年金を付け加える。

(設例)

相続時（0 年度末）に初回年金が支払われ、その後、1 年度末、2 年度末、3 年度末の 3 回、それぞれ 1000 のキャッシュフロー（年金）を生む。（年金年額 1000 で 4 年間の確定年金。）

元本と運用益の配分は施行令 185 条つまり④で行う。

(元本と運用益)

0 年度末の初回年金がなければ、第 1 章第 1 節 2（4）において計算したとおり、運用益合計 514、元本合計 2486 である。

0 年度末の支払は、生保年金二重課税判決のとおり、元本 1000、運用益 0 となることから、本設例は、運用益合計 514、元本合計 3486、受取年金総額 4000 ということになる。

本設例の基となった第 1 章第 1 節 2（4）の数値例は、年金年額と支払期間及び割引率から元本と運用益を計算するものであった。しかし、以後は、この数字を参考とするが、生保年金二重課税判決の趣旨にそって、相続税評価額として、3486（元本合計）が得られているものとして、説明をすすめる。

まず、邦貨建ての年金であれば、④の計算により以下のとおりとなる。

(表 1)

年度	㉞年金額	㉟元本	㊱運用益
Y0	1000	1000	0
Y1	1000	914	86
Y2	1000	829	171
Y3	1000	743	257
合計	4000	3486	514

ここで、租税法を適用する段階で、「最高裁判決研究会」報告書が整理した生保年金二重課税判決の趣旨に沿う所得課税を行うにあたって最も重要な点は、相続税評価額が元本相当として非課税となること、つまり、㉟元本の合計額 (3486) が相続税評価額 (3486) と一致することである。

もちろん、相続税評価額を算出する段階で、㉞年金額やその合計額が必要となる場合もあるが、最終的に相続税評価額が定まったのであれば、その金額を元本相当として、所得税の課税が及ばないようにすることが趣旨に沿うこととなる。

その結果、所得税を課税すべき㊱運用益は㉞-㉟によって得られる金額になる⁽⁶⁶⁾ということが趣旨に沿う所得課税となる。

これを踏まえて、年金が外貨建てとなった場合は以下のとおりとなる。

簡単のため、通貨は米ドル、年金額を年 10 ドル、相続税評価額を計算する際に用いる為替レートを 100 円/ドルとする。その結果、相続税評価額は 3486 円⁽⁶⁷⁾となる。

(66) 邦貨建てであれば、この計算手順を強調する必要はないが、外貨建て年金であれば、㉞の邦貨建ての金額が変動することになり、意味が出てくることとなる。

(67) 外貨建てで相続税法 24 条の評価を行った結果が 34.86 ドルとなり、これに相続時の為替レートで邦貨換算すると相続税評価額は 3486 円となる。

これまでの条件を満たすためには、表 2 のとおり⁽⁶⁸⁾となる。

(表 2)

年度	㉠ 年金額	為替 レート	㉠' 年金額(円)	㉡ 元本	㉢ 運用益
Y0	\$10	100	¥1,000	¥1,000	0
Y1	\$10	?	?	¥914	?
Y2	\$10	?	?	¥829	?
Y3	\$10	?	?	¥743	?
合計	\$40			¥3,486	

ここで、Y1 以降は為替レートが不明であることから、所得税の課税対象である㉢は、Y0 以外は不明となっている。

この表を元に、まずは、シンプルな円安進行の場合の所得計算を行ってみると以下のとおりとなる。

(表 3)

年度	㉠ 年金額	為替 レート	㉠' 年金額(円)	㉡ 元本	㉢ 運用益
Y0	\$10	100	¥1,000	¥1,000	¥0
Y1	\$10	101	¥1,010	¥914	¥96
Y2	\$10	102	¥1,020	¥829	¥191
Y3	\$10	103	¥1,030	¥743	¥287
合計	\$40		¥4,060	¥3,486	¥574

(68) ㉡の配分は所得税法施行令 185 条の原理である④階段状方式によったのであるが、生保年金二重課税判決の趣旨に合わせるということであれば、①～④のどの方法であっても、合計額が 3486 となればよい。

この表における計算から、課税所得の合計額が 574 となることが分かる。
 この結果を邦貨建てであった表 1 の結果と比較すると、514→574 となり、課税所得が 60 増えているのだが、これは、㊦'年金額（円）の差額 60 (=4060-4000) に由来していることが分かる。
 また、逆に円高進行の場合は以下のとおりとなる。

(表 4)

年度	㊦ 年金額	為替 レート	㊦' 年金額(円)	㊦ 元本	㊦ 運用益
Y0	\$10	100	¥1,000	¥1,000	¥0
Y1	\$10	99	¥990	¥914	¥76
Y2	\$10	98	¥980	¥829	¥151
Y3	\$10	97	¥970	¥743	¥227
合計	\$40		¥3,940	¥3,486	¥454

この表における計算から、課税所得の合計額が 454 となることが分かる。
 この結果を邦貨建てであった表 1 の結果と比較すると、514→454 となり、課税所得が 60 減っているのだが、これも、㊦'年金額（円）の差額 60 (=3940-4000) に由来していることが分かる。

このように、「最高裁判決研究会」報告書によって整理された生保年金二重課税判決の趣旨に則った所得課税を考えると、相続時の為替レートと実際に年金を受け取った際の際の為替レートの差から生じる為替差損益に相当する金額には所得税法 9 条の非課税規定は及ばず、課税所得を構成するべきであるということになる。

(2) 所得税法施行令 185 条の文理

現行の所得税法施行令 185 条において、この為替差損益相当額を所得税の課税対象とすることができるかを検討する。

同条は、「次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入

する。」と定めており、この「次に定める金額」とは、「運用益」として所得税の課税対象となるべき「その余の部分」の金額を求めるための計算を規定している。

しかし、その具体的方法は、「最高裁判決研究会」報告書の分析における引き算ではなく、相続税評価割合とそれに応じた課税割合という割合を用いるものである。

そのため、引き算方式であれば全額が課税所得に含まれるべきであった為替変動によって生じる所得の変動分が、この割合の計算によって課税部分と非課税部分にそれぞれ振り分けられることとなってしまいうのである。

例えば、所得税法施行令 185 条の規定⁽⁶⁹⁾をできる限り遵守して所得計算を行うとすると、以下のような方法が考えられる。

まず、施行令 185 条の規定を確認すると、次の計算を行うこととなる。

$$\begin{aligned} & \text{雑所得に係る総収入金額に算入する金額} \\ & \quad = \text{一課税単位当たりの金額} \times \text{経過年数} \\ & \text{一課税単位当たりの金額} \\ & \quad = \text{年金の支払総額} \times \text{課税割合} \div \text{課税単位数} \\ & \text{課税割合}^{(70)} = 1 - \text{相続税評価割合} \\ & \text{相続税評価割合} = \text{相続税法第 24 条（定期金に関する権利の評価）の} \\ & \quad \text{規定により評価された額} \div \text{年金の支払総額} \\ & \text{課税単位数} = \text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年}) \div 2 \end{aligned}$$

(69) 以下の例では、確定年金として現状において最も一般的と思われる、施行令 185 条 2 項 1 号イの場合、つまり、平成 22 年改正後の相続税評価が行われ、その相続税評価割合が百分の五十を超える確定年金を想定することとする。

(70) この課税割合のみ、施行令 185 条の規定どおりではない。課税割合は、本来、相続税評価割合に応じて施行令 185 条 3 項四号において定められた割合である（例：相続税評価割合が百分の九十二を超え百分の九十五以下の場合 百分の五）が、ここでは、為替変動による影響を正確に確認するために、法定された切り捨て等を行わない計算を行うべくこの計算式としている。上記の例でいうと、課税割合が 0.05~0.08 の場合、課税割合を納税者有利に切り捨てた 0.05 と法定しているところを、切り捨てを行わない数値のままとなる計算式としている。

これらの数式を順次代入していき、一つの数式にまとめると以下のとおりとなる。

<p>雑所得に係る総収入金額に算入する金額</p> $= \text{年金の支払総額} \times (1 - (\text{相続税法第 24 条による相続税評価額} \div \text{年金の支払総額})) \div (\text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年}) \div 2) \times \text{経過年数}$

この数式のうち、まず、残存期間年数と経過年数は、その年金保険契約が何年間の年金契約なのかということと、その何年目の所得を計算しようとしているのかによって、外貨建て生保年金であることとは無関係に定まる数値である。

その結果、外貨建てであることによって影響を受けうる数値は、年金の支払総額（以下、条文の引用等ではない場合、年金を受け取る納税者目線で見た「受取年金総額」とする。）と、相続税法第 24 条による相続税評価額（以下、「相続税課税対象額」とする。）の二つとなる。

まず、受取年金総額であるが、邦貨建ての金額は将来の為替レートに応じて変動することから、そのままでは計算することはできず、外貨建てでなければ計算できない。他方、相続税課税対象額は、厳密には外貨建てで相続税法 24 条による評価額が計算⁽⁷¹⁾された後に、相続時点の為替レートで邦貨換算するのであるが、相続税課税対象額としては邦貨建てで確定している。ここで、外貨建ての受取年金総額をいかに邦貨換算するのかという問題が生じるが、これについては、相続税評価割合や課税割合が年金支払開始時点で判明しているべきであると考え、年金受け取り時において判明している情報、つまり、相続開始時点の為替レートを用いることが

(71) この意味では、「相続税法第 24 条による相続税評価額」を、邦貨換算前の外貨建ての金額と考える余地もあるのかもしれないが、本稿においては、相続税課税対象額は、邦貨換算後の金額であることが原則であるという立場で論じていくこととする。

適当であろうと思われる⁽⁷²⁾。また、これは同時に、実務上の簡便性のためにも有用であると思われる。

もちろん、考え方としては、相続税課税対象額を円換算前の外貨建ての金額として年金受取総額と相続税課税対象額を共に外貨で揃えるという方法も考えられる。

しかし、受取年金総額を相続時点の為替レートを用いて邦貨建てで揃えるとしても、相続税課税対象額を外貨建てとして外貨建てで揃えるとしても、相続税評価割合を計算する段階で、邦貨換算した場合の計算式の分子と分母にもに相続時点の為替レートを乗じている項目があり、約分されてしまう⁽⁷³⁾ことから、どちらであっても同じ相続税評価割合、ひいては同じ課税割合になる。

ところで、雑所得に係る総収入金額に算入する金額を求めるための一課税単位当たりの金額については、外貨建取引の換算を定めた所得税法第 57 条の 3 第 1 項の規定により、実際に年金を受け取る時点の為替レートを適用することが必須となることに注意が必要である。

その結果、先述の統合した数式の中に「年金の支払総額」が二つあるが、それを以下のとおり、「年金の支払総額①」と「年金の支払総額②」とすると、年金の支払総額①には、各年分の所得計算に際して、実際の年金受取時の為替レートを適用する必要があるのに対して、年金の支払総額②は、相続時に判明する必要がある相続税評価割合を計算することから、相続時の為替レートが適用されることとなる。

(72) 数学的には、相続税課税対象額 (円) ÷ 年金受取総額 (外貨) として、(円/外貨) という単位を有する割合を求めるということも不可能ではないが、「相続税評価割合」という日本語の一般的な解釈としては、同一通貨同士の割合と解釈されると思われることから、数学的に成立するとしても、異なる通貨間での割合として計算を行うのであれば、何らかの方法で明確化しておくことが好ましいであろう。

(73) 相続税評価割合
 = 相続税課税対象額 (邦貨換算前) × 相続時点の為替レート
 ÷ 受取年金総額 (外貨) × 相続時点の為替レート
 = 相続税課税対象額 (邦貨換算前) ÷ 受取年金総額 (外貨)。

雑所得に係る総収入金額に算入する金額

$$= \text{年金の支払総額①} \times (1 - (\text{相続税法第 24 条による相続税評価額} \div \text{年金の支払総額②})) \div (\text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年}) \div 2) \times \text{経過年数}$$

それはつまり、相続時の為替レートを適用して邦貨換算された受取年金総額と相続税課税対象額を用いて相続税評価割合と課税割合を求め、所得計算を行う各年分の年金受取時点の為替レートで邦貨換算した年金の支払総額①の金額に対して、施行令 185 条の規定どおりの計算を行うことで雑所得の総収入金額を得るという方法である。

ここでは、既述した（表 2）の数値を例に計算を行ってみる。

（表 2）

年度	㉞ 年金額	為替 レート	㉞' 年金額(円)	㉜ 元本	㉝ 運用益
Y0	\$10	100	¥1,000	¥1,000	0
Y1	\$10	?	?	¥914	?
Y2	\$10	?	?	¥829	?
Y3	\$10	?	?	¥743	?
合計	\$40			¥3,486	

この場合、㉜元本の合計額¥3,486 が相続税課税対象額であり、また、㉞年金額の合計額 \$ 40 に相続時の為替レート 100 を適用した¥4,000 が受取年金総額となり、これらを用いて相続税評価割合及び課税割合を求めることとなる。

相続税評価割合 = 0.8715 (= ¥3,486 ÷ ¥4,000)

課税割合 = 0.1285 (= 1 - 0.8715)

さらに、実際の為替レートについては、円安の(表 3)の場合を用いて、雑所得の総収入金額を計算してみることにする。

(表 3)

年度	㉞ 年金額	為替 レート	㉞' 年金額(円)	㉟ 元本	㊱ 運用益
Y0	\$10	100	¥1,000	¥1,000	¥0
Y1	\$10	101	¥1,010	¥914	¥96
Y2	\$10	102	¥1,020	¥829	¥191
Y3	\$10	103	¥1,030	¥743	¥287
合計	\$40		¥4,060	¥3,486	¥574

その際の計算式は既述のとおり、以下の数式となる。

雑所得に係る総収入金額に算入する金額

$$= \text{年金の支払総額} \textcircled{1} \times (1 - (\text{相続税法第 24 条による相続税評価額} \div \text{年金の支払総額} \textcircled{2})) \div (\text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年}) \div 2) \times \text{経過年数}$$

$$= \text{年金の支払総額} \textcircled{1} \times 0.1285 \div (4 \times (4 - 1) \div 2) \times \text{経過年数}$$

$$= \text{年金の支払総額} \textcircled{1} \times 0.1285 \div 6 \times \text{経過年数}$$

その結果、各年分の雑所得の総収入金額は表 5 のとおりとなる。

(表 5)

年度	年金 総額	為替 レート	年金総額 (円)	課税 割合	課税 単位数	経過 年数	⊕ 総収入金額
Y0	\$40	100	¥4,000	0.1285	6	0	¥0
Y1	\$40	101	¥4,040	0.1285	6	1	¥87
Y2	\$40	102	¥4,080	0.1285	6	2	¥175
Y3	\$40	103	¥4,120	0.1285	6	3	¥265
合計							¥526

こうして雑所得の総収入金額に含まれる部分については、相続時の為替レートと年金収入が実現した時の為替レートの変動によって生じた為替差損益相当額も含めて実現したことになる⁽⁷⁴⁾。

ここで、⊕総収入金額と最高裁判決の趣旨に則ったあるべき課税額である表 3 の⊖運用益を比較すると以下の表 6 のとおりとなる。

(表 6)

年度	⊕ 総収入金額	(表 3) ⊖	⊖差額 ⊕－⊖
Y0	¥0	¥0	¥0
Y1	¥87	¥96	-¥9
Y2	¥175	¥191	-¥16
Y3	¥265	¥287	-¥22
合計	¥526	¥574	-¥48

(74) その際に運用益から控除すべき必要経費（支払保険料相当部分）をいかに計算するかについては、上田正勝「外貨建て生命保険契約に係る課税の在り方について」税大論叢 105 号 81 頁（2022 年）において検討を行っている。

この差額分は、本来課税されるべき為替差損益相当額の一部が課税されることなく非課税部分に含まれてしまっている⁽⁷⁵⁾ということができる。

これは、生保年金による収入を、相続税課税対象額を引き算する方式ではなく、割合を用いて課税部分と非課税部分に分ける方法を施行令 185 条が定めたことと、外貨建ての場合に年金受け取り開始以降の為替変動によって生じる所得計算への影響を考慮する規定がない⁽⁷⁶⁾ことから生じており、外貨建て生保年金に対して、同条は、生保年金二重課税判決の趣旨に沿った課税という観点で、万全とは言いきれない⁽⁷⁷⁾おそれがあると思われる。

(75) 逆に円高であれば、為替差損相当額の一部が雑所得の総収入金額を減算することなく非課税部分に含まれてしまうこととなる。

(76) もしもこの規定を堅持しつつ為替変動を考慮するとしたら、年金を受け取った年ごとに受け取り時点の為替レートも利用して相続税評価割合と課税割合を計算しながら、過年分の所得税課税済みの金額との調整を毎年行い続ける必要があると思われるが、そう考えた場合であっても、結局は所得税課税済みの金額との調整のための規定が欠けているということになる。

(77) 現行の施行令は、年金の分類についての規定が円建ての年金にしか対応していない条文であると言えなくもないことから、外貨建て年金の課税を明らかにすることができる条文がそもそも存在しないということになるのかもしれない。

第 2 章 改善方法の検討

所得税法施行令 185 条の規定が万全とは言い切れないおそれがあるところ、改善方法について検討する。

第 1 節 総収入金額算入額の算定方法の明文化

1 法令整備の必要性

非課税部分に相当する金額に含まれる為替差損益相当額にも所得課税がなされることが、最高裁判決の趣旨に基づくものであると考えられるところ、現行の施行令 185 条においては、外貨建て年金の場合についての十分な規定がなされていないと考えられる。それならば、施行令の改正がなくとも、解釈によって為替差損益相当額を課税対象とすることも可能であろうが、非課税となる計算を行うことが、現行の施行令 185 条の文理にできる限り準ずる方法で計算したものであると考えることもできる。

また、為替差損益相当額にも所得課税を及ぼすとしても、実際の計算に際して、どの段階でどのように円換算するかについて異なる解釈が生じる余地もある。

そのため、施行令改正によって一定の方法を示すことが適正・公平な課税のために好ましいと考える。

また、実務の現実的な運用を考慮した簡便法を導入することが好ましい可能性もあり、その場合は施行令の改正が必要であろう。

2 改正私案

ここまでの検討に基づいて、所得税法施行令を改正する改正私案を 2 案提案する。

(1) 相続税課税対象額部分から生じる為替差損益に相当する金額を別途総収入金額に算入する方法

これは、施行令 185 条 1 項 (旧相続税法対象年金) 及び 2 項 (旧相続税法対象年金以外) において、ともに 7 号⁽⁷⁸⁾が別途総収入金額に算入するものを定めていることから、これと同様に、同号内もしくは他の号を新設して、外貨建て年金の場合には、1 号から 6 号の規定において総収入金額に算入されなかった部分の金額について、相続時点と年金を受け取った時点の為替変動分から計算される為替差損益相当額を総収入金額に算入すると定める方法である。

既述のとおり、以下の数式の年金の支払総額①については、その年金受取時の為替レートが適用されるのであるが、それ以外は、所得金額に対して為替変動の影響が及ぶ項目は存在しない。

雑所得に係る総収入金額に算入する金額

$$= \text{年金の支払総額①} \times (1 - (\text{相続税法第 24 条による相続税評価額} \div \text{年金の支払総額②})) \div (\text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年}) \div 2) \times \text{経過年数}$$

言い方を変えれば、年金の支払総額①に付された通貨単位が計算によって得られる最終的な金額の通貨単位となるとも言える。

これはつまり、もともと外貨建ての金額で得られる年金の支払総額①を、そのまま邦貨換算することなく計算し、総収入金額に算入すべき金額を外貨建てで得た後に、年金受取時の為替レートを乗じることで、雑所得に係る総収入金額に算入する金額を得ることもできるということを表している。

これを利用すると、その年分の外貨建てでの年金受取額から外貨建てで

(78) 七 当該年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

得た総収入金額に算入すべき金額を引くことで、為替差損益相当額が課税対象外となってしまう可能性がある相続税課税対象額部分の外貨建ての金額を得ることができる。そして、この相続税課税対象額部分の外貨建ての金額につき、年金受取時の為替レートと相続時の為替レートの差による為替差損益相当額を計算し、別途、雑所得に係る総収入金額に算入する金額に加減算するということになる。

計算は、例として前掲の表 3 の数値を用いると以下のとおりとなる。

雑所得に係る総収入金額に算入する金額

$$= \text{年金の支払総額①} \times (1 - (\text{相続税法第 24 条による相続税評価額} \div \text{年金の支払総額②})) \div (\text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年}) \div 2) \times \text{経過年数}$$

$$= \$40 \times 0.1285 \div 6 \times \text{経過年数}$$

$$= \$0.86 \times \text{経過年数}$$

(表 7)

年度	一課税単位 当たりの 金額	経過 年数	㊦ 総収入 金額	年金額	㊧ 非課税 部分	㊨ 年金受取時 為替レート	㊩相続時 為替 レート	㊪為替差損益 相当額 ㊫×(㊨-㊩)
Y0	\$0.86	0	\$0.00	\$10.00	\$10.00	100	100	¥0
Y1	\$0.86	1	\$0.86	\$10.00	\$9.14	101	100	¥9
Y2	\$0.86	2	\$1.72	\$10.00	\$8.28	102	100	¥17
Y3	\$0.86	3	\$2.58	\$10.00	\$7.42	103	100	¥22
合計			\$5.16	\$40.00	\$34.84			¥48

この表 7 の㊫の部分、別途、雑所得に係る総収入金額に算入する金額に加減算する為替差損益相当額ということになる。

これを、本来課税されるべき為替差損益相当額の一部が課税されことなく非課税部分に含まれてしまっている金額として求めた表 6 の㊬差額と

比較すると、(端数処理による差はあるものの) 一致しており、相続税課税対象額部分から生じる為替差損益に相当する金額を別途総収入金額に算入する方法が、その目的を果たしていることを示している。

そして、この方法は、現行の規定から雑所得の総収入金額に算入すべき金額として配分される年金額については、当然その収入時の為替レートが適用されるため、明示的に手当てすべきなのは、1号から6号の規定において総収入金額に算入されなかった部分の金額についてであることから、その部分についての最小限の改正を行うものであり、素直な方法であるといえる。

(メリット)

最小限の改正で済む。

(デメリット)

計算が複雑である。

(2) 相続税課税対象額を計算する際に用いた為替レートで将来の収支を固定する方法

既述のとおり、相続税課税対象額は、相続税法 24 条で計算した外貨建ての評価額を相続時における為替レートで円換算した金額となるが、その計算は次のように数学的に組み替えることができる。

$\text{外貨建て年金の現在価値 (外貨)} \times \text{相続時為替レート}$
\downarrow
$(\text{外貨建て年金 (外貨)} \times \text{相続時為替レート}) \text{の現在価値}$

この組み換えた数式から考えると、将来の年金額を相続時における為替レートで固定して円換算したと仮定し、その円換算後の年金を相続税法 24 条によって評価を行うという計算を行ったと捉えなおすこともできることから、これを利用した改正案も考えられる。

つまり、一種の簡便法として、相続税評価において利用された為替レートを将来の年金収入に対しても常に適用し、1号から6号の規定を用いて

総収入金額に算入すべき金額を計算するとみなすみなし規定を定めたいうえで、各年分で受け取る年金の全額に対して、相続時の為替レートと年金受け取り時の為替レートの差額から為替差損益に相当する金額を計算し、別途、7号と同様の規定によって総収入金額に加算するという方法でも、同様の結果を得ることができる。

計算は、例として前掲の表 3 の数値を用いると以下のとおりとなる。

雑所得に係る総収入金額に算入する金額

$$= \text{年金の支払総額①} \times (1 - (\text{相続税法第 24 条による相続税評価額} \div \text{年金の支払総額②})) \div (\text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年}) \div 2) \times \text{経過年数}$$

$$= ¥4,000 \times 0.1285 \div 6 \times \text{経過年数}$$

$$= ¥85.7 \times \text{経過年数}$$

(表 8)

年度	一課税単位 当たりの金額	経過 年数	⊕ 総収入金額
Y0	¥85.7	0	¥0
Y1	¥85.7	1	¥86
Y2	¥85.7	2	¥171
Y3	¥85.7	3	¥257
合計			¥514

この⊕総収入金額は、受取年金総額 4,000 円の邦貨建て年金の場合の総収入金額算入額となるべき表 1 の⊕運用益と等しいものとなっている。

それは、将来の各年分の年金の合計額である 40 ドルに対して、相続時の為替レートである 100 円／ドルを適用するとみなしたのであるから当然のことである。

そして、為替差損益相当額の計算はこれと完全に切り離して、各年分の

年金額に対して、受取時の為替レートと相続時の為替レートの差による為替差損益相当額を計算し、別途、雑所得に係る総収入金額に算入する金額に加減算するということになる。

(表 9)

㊦ 年金額	㊧ 年金受取時 為替レート	㊨相続時 為替レート	㊩為替差損益 相当額 ㊦×(㊧-㊨)
\$10.00	100	100	¥0
\$10.00	101	100	¥10
\$10.00	102	100	¥20
\$10.00	103	100	¥30
\$40.00			¥60

ここで、表 8 の㊤総収入金額の合計額と表 9 の㊩為替差損益相当額の合計額を加えると 574 円 (=514 円+60 円) となり、最高裁判決の趣旨に則ったあるべき課税額を計算した表 3 の㊦運用益の合計額に等しくなることが分かる。

(メリット)

外貨建て生保年金を、為替差損益に相当する金額を加減算するという調整を行う以外は、所得税法上は円建ての生保年金と同様に取り扱うことができるようになる。その結果、現行の施行令 185 条⁽⁷⁹⁾をすべてそのまま利

(79) これは、施行令 186 条(相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算)の改正にも利用することができる。また、同 183 条(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)及び 184 条(損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)においても、1 項 2 号において、年金の支払い開始の日における「支払総額」(確定年金以外の場合は支払総額の見込額)が必要になるところ、外貨建て年金では円換算額を事前に知ることとはできないのであるが、年金の支払い開始の日における為替レートを将来の年金収入に対しても常に適用する、というみなし規定を設けた上で為替差損益に相当する金額を加減算するという規定を設けることで、同様の解決を得ることができる。

用することができるという高い利便性を得ることができる。

(デメリット)

相続税評価において利用された為替レートを将来の年金収入に対しても常に適用する、というみなし規定と為替差損益相当額の加減算を行うための規定の創設が必要となる。

3 小括

このように 2 案を考えたところであるが、(2) 案の方が、簡便法を作り出すためのみなし規定の創設が必要となるものの、それによって、すべての外貨建て年金を円建て年金の計算と同様に取り扱うことができるようになる上に、加減算すべき為替差損益相当額の計算も簡便なものとなるという(納税者にとっても課税庁にとっても)高い利便性を得られるというメリットがあることから、(2) 案による施行令改正を行うことが望ましいと考える。

第 2 節 為替変動による損失が生じる場合への配慮

1 為替変動による損失が生じる場合の弊害

(1) 雑所得として課税されることの影響

現行の相続税法 24 条で評価した場合、金利水準や年金支払い期間の長さにもよるが、課税割合が小さくなる場合が多いと考えられる。その場合、相続時よりも円高となり為替差損相当額が生じると、為替差損益相当額の加減算を行う前の年金による雑所得の金額が為替差損相当額を吸収しきれずに雑所得の合計金額がマイナスとなってしまう可能性が考えられる。

雑所得の損失は、他の所得区分との損益通算も、損失の繰り越しもできないことから、円安の年には為替差益相当額を全額課税されるのに対して、円高の年には為替差損相当額の一部が切り捨てられる場合が生じることになり、納得感の得られにくい制度になってしまうおそれがある。

もちろん、雑所得となる為替差損の問題は外貨預金等でも生じるもので

あって、為替差損益に対する課税とはそういうものであるということもできる。

(2) 年金支払い期間全体を通じた所得の総額の比較

しかし、生保年金による収入は一つの生命保険契約から定期的に数年から十数年間連続して生じる収入である。そのような収入から生じる為替差損益相当額については、一つの生命保険契約から生じるある程度の一体性を有する所得であるともいえる上に、生保年金二重課税判決の趣旨に則った課税所得計算は、(受取年金総額) - (相続税課税対象額) を課税所得の合計額とすることを理想とするものであり、年金受取期間全体を通じて捉えた時に、損失の切り捨てによって、課税所得の合計額にあまりに大きな差が生じることは、好ましいものではないともいえる。

さらには、雑所得として課税されない相続税課税対象額の各年分への割り当て方法については、複数の方法があるところ、本稿においては、施行令によって一つの方法を明示する規定を設けることを提案しているが、他の方法であれば、切り捨てられる損失の額が変動することになるということとを考慮すると、為替差損相当額を通常の外貨預金から生じる為替差損と同様に各年分で切り捨てるのではなく、最終的に全期間を通じて所得となるべき金額の総額に近づけるために、なんらかの繰り延べ策を措置することも検討に値すると考える。

2 改正私案

(1) 外貨建て年金収入にかかる為替差損益相当額について損失の繰り延べを認める方法

年金収入は数年から十数年間程度連続して発生し、その間、為替レートは上下どちらにも変動しうるものであることから、株式等の譲渡損失と同様に確定申告を連続することを条件に 3 年程度の繰り延べを認める制度を措置することが考えられる。

(メリット)

時期を選択できないことをある程度緩和することができる。

3年程度の繰り延べであれば、これまでに既に存在する制度に類するものであり、無理の無い制度である。

(デメリット)

損益通算できないまま失われる為替差損相当額が生じることを完全には避けることができない。

(2) 年金から得られた外貨を他の資産と交換するまでは為替差損益を認識しない方法

相続時の為替レートで将来の収支が固定されたとみなしたうえで為替差損益相当額を別途加算する方法であれば、その為替差損益相当額の認識時期について、為替レートを固定するみなし規定と合わせて、この規定が適用される年金の受け取りは外貨建て取引に該当しないものとみなす規定を定めることによって、年金から得られた外貨を同一通貨の外貨預金（または外貨現金）以外の他の資産に交換するまで繰り延べる方法が考えられる。

その場合、第1節2(2)で提案した為替差損益相当額を加減算する部分の施行令改正は、年金によって得られる外貨については、その取得価額を相続時における為替レートによって計算し、他の資産と交換する際に雑所得の総収入金額に算入するという規定に変更することとなる。

(メリット)

第1節の(2)案との相性が良い。

第1節の(2)案による、相続税評価において利用された為替レートを将来の年金収入に対しても常に適用する、というみなし規定の効果で、年金によって得られる外貨の取得価額を容易に把握することができる。

損益通算できないまま失われる為替差損相当額が自動的に生じることを避ける⁽⁸⁰⁾ことができる。

(80) 将来的に外貨を他の資産に交換した時点での為替レートによっては損失が生じることもあるが、これについては納税者の選択によるものであることから、外貨預金の

(デメリット)

為替差損益相当額の実現時期についてのみなし規定も必要となる。

納税者に所得の実現時期を自由に選択することを新たに認めるものであって、他の雑所得の損益を相殺できる時期を選択することによる別の節税策を生じさせる可能性がある。

- (3) 年金額のうち相続税課税対象額部分として得られる外貨については他の資産と交換するまでは為替差損益を認識しない方法

第 1 節の (1) 案を採用した場合に計算される相続税課税対象額部分から生じる為替差損益相当額を加減算する部分の施行令改正を、年金額のうち、相続税課税対象額部分として得られる外貨については、その取得価額を相続時における為替レートによって計算し、他の資産と交換する際に雑所得の総収入金額に算入するという規定に変更する。

(メリット)

第 1 節の (1) 案との相性が良い。

施行令 185 条が採用する階段状方式は、割引債引直し法に近似させる簡便法であるが、これを割引債ではなく、受取年において元利合計が受取年金額になる外貨定期預金（計算としては割引債と同じ）と同様であると考えれば、年金支払時においては、その「元本」として理解される相続税課税対象額部分については、外貨定期預金の元本が同じ外貨の普通預金になることと同視することができることから、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項の対象に含むと解釈することによって、年金受け取り時には為替差損益が実現していないとする理論であり、為替差損益の実現という点で、現行の施行令 167 条の 6 第 2 項との整合性が高い。

(デメリット)

所得税課税部分については年金受け取り時にその時点の為替レートで取得すると同時に、相続税課税対象額部分については、相続時の為替レート

両替と同様の取り扱いでよいと考える。

で取得したということになり、将来の円転等の時点での外貨の取得価額の計算が複雑化することとなる。

3 小括

このように3案を考えたところであるが、(2)案が、第1節で提案した方法((2)案)との相性が良く、第1節の(2)案を規定する改正がなされるのであれば、その際に、為替差損益相当額を加減算する部分の施行令改正を、年金によって得られる外貨については、年金受け取りは外貨建て取引に該当しないものとみなして、その取得価額を相続時における為替レートによって計算し、他の資産と交換する際に雑所得の総収入金額に算入するという規定に変更することによって、損益通算できないまま失われる為替差損が自動的に生じうることを避けることができる上に、年金によって得られた外貨について、その取得価額を容易に把握することができるとともに、外貨預金と同様に、実際に円転等する時まで為替差損益に関する課税が繰り延べられることから、納税者の納得を得られやすい制度となる⁽⁸¹⁾ものと思われる。

(81) もちろん、雑所得となる為替差損が所得課税上切り捨てられる可能性があることは、現行制度における外貨取引の当然の前提であることから、このような配慮が絶対に必要というわけではない。しかし、こうした不満の蓄積が最終的に外貨預金によって生じる為替差損の通算が認められないことについての全体的な制度改革を求めることにつながる可能性も考えられることから、大きな問題がないのであれば、合わせて措置することが好ましいと考える。

おわりに

年金を外貨で受け取る場合、趣旨からすると、相続時における為替レートと年金受け取り時の為替レートの差から生じる為替差損益相当額も、所得税の課税対象に含まれることが適当であると考えられる。

また、将来の為替変動を考慮すると、所得税法施行令 185 条等を条文の字義どおりにそのまま適用することには、解釈による解決が不可能であるとまでは言わないものの、かなりの困難性と解釈の幅が存在すると言わざるを得ない。

今後、外貨建て年金保険がより一般的なものとなっていく可能性も十分あることから、外貨建て年金に関して雑所得の総収入金額に算入すべき金額を計算するための円換算及び為替差損益相当額の加減算の方法に関して明確化するための施行令改正が望まれる。

改正の内容は、第 2 章第 2 節 2 (2) の「相続税評価において利用された為替レートを将来の年金収入に対しても常に適用した上で、1 号から 6 号の規定を用いて総収入金額に算入すべき金額を計算するとみなすみなし規定を定めようとして、受け取る保険金額の全額に対して、相続時の為替レートと年金受け取り時の為替レートの差額から為替差損益相当額を計算し、別途、7 号と同様の規定によって総収入金額に加算するという方法」が、すべての外貨建て年金を円建て年金の計算と同様に取り扱うことができるようになるという高い利便性と応用可能性を得られるというメリットがあることから、この方向性での改正が考えられる。

さらに、為替差損相当額についての配慮を行うのであれば、年金の受け取りは外貨建て取引に該当しないとの規定も合わせて整備した上で、「別途、7 号と同様の規定によって総収入金額に加算する」の部分、年金によって得られる外貨については、その取得価額を相続時における為替レートによって計算し、他の資産と交換する際に雑所得の総収入金額に算入する、という規定に変更した形での施行令改正が望ましいものであると考える。